平成27年度包括外部監査結果に関する 措 置 状 況 報 告 書

監査内容:「行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に 関する事務事業について」

公表監第4号

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から提出された包括外部監査の結果報告(行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に関する事務事業について)における指摘及び改善要望事項に対して、平成28年11月1日に西宮市長及び西宮市教育委員会より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法第252条の38第6項の規定により公表します。

平成28年11月18日

西宮市監査委員 亀 井 健

命 木 雅 一

同 野口あけみ

同 山田ますと

措置の内容 別紙のとおり

目 次

1.	行政財産の使用許可について	1
2.	行政財産の使用許可に関する事務手続	7
3.	西宮市の自動販売機の設置状況について	1 3
4.	行政財産の使用許可に関する個別検討結果	
	【1】高齢福祉課	2 7
	【2】環境衛生課	3 0
	【3】障害福祉課	3 2
	【4】教育研修課	3 5
	【5】自転車対策課	3 9
	【6】住宅建替推進課	4 3
	【7】病院総務課	4 4
	【8】保健予防課	4 5
	【9】文化振興課	4 6
5.	普通財産の貸付について	4 7
6.	普通財産の貸付に関する事務手続	5 0
7.	普通財産の貸付に関する個別検討結果	
	【1】管財課	5 4
	【2】住宅建替推進課	6 5
	【3】道路計画課	6 8
	【4】地域保健課	7 1
	【5】施設保全管理課	7 5
	【6】喜龄每处理	7

[7]	障害福祉課	8	3
[8]	産業振興課	8	8
[9]	福祉のまちづくり課	9	0
【10`	】	9	2

※意見又は結果欄に記載されている局名は当該監査が実施されたときの名称です。

1. 行政財産の使用許可について

1 (意見) 報告書9頁

行政財産について貸付の検討が望まれる。

政策意図も絡むことでもあり、行政財産について積極的に貸付をする必要はないと考えるが、他市において、行政財産を目的外使用許可方式から貸付方式に変えることで、大幅に市収入額を増やすことに成功した事例がある。例えば自動販売機設置場所の貸付を行うとして入札制度を活用することで、それまで使用許可による使用料だけであったところが、貸付料として使用料の数十倍の収入を得ることができ、市収入に大きく寄与した事例もある。西宮市においては、都市局において貸付を実施している行政財産があり、そのうちの一部については目的外使用料のほか売上高の一部を取扱料として徴収されるなど、目的外使用許可の範疇で収入増を図る工夫をしている例はあるが、全庁的に同様に取り組んでいるものではない。

このことから、現在市で設定している「行政財産の貸し付けについて」に準拠する中でも、使用許可しているものの内で、貸付することで差支えないものがないかどうかを全庁的に再度検証の上で、貸付方式が可能なものがあれば、貸付方式を有効活用する方策を模索・検討されることが望まれる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

行政財産のうち庁舎その他建物の床面積又は敷地に余裕がある場合、これまでから行政財産目的外使用許可若しくは貸付の方法で財源確保に努めてまいりました。財源確保の観点から今後も、平成23年6月24日付総務局長通知「行政財産の貸付けについて」の徹底を図ります。

2 (結果) 報告書10頁

行政財産の目的外使用許可と貸付で範囲を規定すべきである。

行政財産の貸付の範囲については、公有財産規則第27条にて行政財産の貸付について上記条文の参照が記載されているが、その参照箇所は普通財産に関する部分である。現在の公有財産規則第27条の準用規定だけでは、行政財産の貸付の範囲について定められていないことになってしまっており、地方自治法第238条の4第2項(貸付)で範囲を検討する

形となっていることから、行政財産の目的外使用許可の範囲と貸付の範囲に関して公有財 産規則上で定める必要がある。

(準用規定)

第27条 次条から第40条までの規定は、法第238条の4第2項及び第3項(第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定により行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定する場合について、第34条、第35条及び第37条から第40条までの規定は、使用許可をする場合について準用する。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

平成18年に地方自治法が改正され、行政財産を貸し付け出来る範囲が拡大されました。これに伴い、平成23年6月24日付総務局長通知「行政財産の貸付けについて」により、公募により借受人を選定する場合で、かつ、貸付期間を複数年とする場合は、原則、賃貸借契約を締結する方法で行政財産を使用させる運用とし、目的外使用許可を行う場合と区別していることから、公有財産規則上で定める必要はないと考えております。

3 (結果) 報告書11頁

全庁的な行政財産の目的外使用許可及び貸付の情報集約を図るべきである。

西宮市においては、行政財産の管理部局が各所管部局となっていることもあり、目的外使用許可及び貸付(以下、「使用許可等」)の管理も同じく各所管部局が行っている。行政財産そのものの管理(現物管理)は各所管部局にて実施するべきと考える。しかし、使用許可等という個別業務について、各所管部局が管理をしているため、部局全体を横断的に見て、市として統一的基準に基づき適切に使用許可等がされているかどうかについてのチェックのほか、保有している行政財産の有効活用として使用許可等を進めるべきところはないかのチェック、またそれらの条件について市として統一的に対応が図られているかは、管財課が全部局との合議という形により検討している。ただ、現状の目的外使用許可及び貸付の状況については、市の中で全体的に把握する状態にはないため、現在の日常的な管理だけでは把握しにくい状況となっている。行政財産の使用許可等は各部局での実施される背景は違っても、市全体としては統一的に運営・管理されるべきものである性質のものである。市全体で統一的管理を行う目的は、統一的に情報を管理することができることで、市全体でどのように行政財産の有効活用を果たしていくべきかの検討及び実行を、より効

率的に図ることができるようにするためである。この目的を果たすことが市財産の有効活用にも資することになることになることから、使用許可等に関しては主管理部局を定める等の対策により市全体の情報集約を図り、市全体として今後の条件設定を検討するに当たりフィードバックできる状態を構築することにより、将来の市財産の有効活用に資していくべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

全庁の情報について、集約を図りました。

4 (結果) 報告書12頁

行政財産の使用許可台帳の整備に努めるべきである。

行政財産については、公有財産台帳にて台帳管理を行い、様々な項目についての登録がされている。使用許可の状況に関しても、公有財産規則第 49 条において、『行政財産使用許可台帳(第14号様式)』を備えておくべきことが規定されている。

しかし、行政財産の目的外使用許可について『行政財産使用許可台帳』を整備している課 と整備していない課が混在している状況である。台帳による使用許可に係る管理を網羅的 に実施するために、行政財産使用許可台帳の作成による管理は必須である。また、各所管 課が台帳を適切に整備しているかどうかを公有財産管理の総括事務を担当する課が適切に チェックする必要がある。

一方で、使用許可の形態により第 14 号様式が実情に応じていないとの理由から、第 14 号様式によらない独自様式で台帳管理を行っている所管課もあるため、台帳の様式を改訂することまたは様式については限定せず、台帳に記載すべき事項を規則で定めることで管理の統一を図るなど検討すべきである。

(総務局、土木局、教育委員会)

(講じた措置)

【総務局】

情報集約を行う際、台帳整備漏れがないか所管課に確認を行い、適正な台帳整備に努めてまいります。

5 (結果) 報告書14頁

使用料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。

市は、公有財産規則、行政財産使用料条例において使用許可財産の使用料の減免規定を定めており、その結果、多くの市関係団体等に対する使用許可について減免措置が講じられている。

減免を行う目的は、使用許可対象者が同条例第 6 条 (1) (2) の事業等を実施するにあたり、その事業等の性格上、あるいは、使用許可対象者の事業運営上、独立収支ではその遂行が困難である場合に当該事業等を円滑に実施させる社会的必要性から財政的援助を行うことにあると考えられる。行政財産使用料条例第 6 条では減免の条件として「独立収支ではその遂行が困難である場合」との趣旨を明示していないため、減免を行うにあたってこの観点からの検討が十分に行なわれていないケースが多い。同条例第 6 条各号の事業等の使用料について「使用料を減免する。」ではなく、「使用料を減免することができる。」と規定しており、これは減免を一律に行うのではなく、実施にあたっては減免の趣旨に沿った判断を行う、という意味が含められているものと解される。したがって、減免やその更新にあたっては減免の趣旨に沿って使用許可対象者の財政状態、使用料負担力等を考慮した上でその必要性、合理性、公平性等を検討し、その判断の下でその要否を判定するべきである。

使用料減免を受けつつ、多額の収支差益や繰越収支差額を計上しているケースも見られるが、減免が本来の必要額、適正額を超えて行われる場合には、市の財産が減免を通じて外部に流出、蓄積されていることになり、市の収支、財産の状況を歪めることにもなるため、市の財政負担を軽減し、減免による経済的支援の公平感を維持するためにも減免を行うにあたっては、その必要性、合理性、公平性等を慎重に検討しなければならない。また、市民に対して説明責任を全うするためにも、適用を厳格に行い、回議書等に減免についての検討結果(減免適用時と更新時、それぞれに社会情勢、使用許可対象者の収支状況、財政状況の検討)、理由を記載することで、適切な検討過程を経た適切な判断が行われたことを文書化すべきである。特に市関係団体に対して減免する場合には、緊密な関係の中での取引となり、不透明感を伴う場合があることから、より慎重に判断しなければならない。

また、透明性を確保するために、その金額の状況については市民に公表すべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

減免を行う場合、事業等の性格及び事業運営の採算性を考慮して減免を行っているところですが、減免することの妥当性の検証や見直しを決裁文書上明記していくことが必要であると考えており、庁内に周知徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

6 (結果) 報告書15頁

行政財産使用料条例の減免に関する規定を整備することが必要である。

行政財産使用料条例の減免に関する規定は上項で取り上げたように、第6条で使用料減免の3項目について「使用料を減免することができる」としているにとどまっており、具体的な内容が示されていないため、条文解釈に裁量の余地が大きく、統一的な運用が行ない得ない状況にある。減免の趣旨を踏まえ、必要性、合理性、公平性等を確保するため、減免の対象者、対象資産、用途、減免率、認定方針、見直し方針等を明確にし、それらを示した「減免基準」「運用指針」等を策定しそれに沿った運用を行うべきである。

なお、平成 21 年度の「包括外部監査の結果報告書」に対する「包括外部監査の措置状況報告書」において、使用許可・貸付に至った経緯なども含めて個々のケースにより判断を行ってきたため、一般的なルール化は困難である旨の回答がなされているが、大阪市等他都市において、このような減免に関する運用指針を定めている例もあり、判断の統一的な基準を作成し、それを基礎に判断を行うことは有用であると考える。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

減免については、「行政財産使用料条例」に基づき、主として国または他の公共団体その他 公共的団体において、公用または公共用に供するため使用する場合に減免を行っていますが、 各所管が事業の性質や経緯等を踏まえて判断をしており、統一的な基準を設けるのは困難と 考えております。

7 (意見) 報告書15頁

使用料の減免ではなく、補助金の支給に改めることが望ましい。

使用料の減免は、実質的に補助金の支給による財政的支援を行っていることにもなるが、 減免の方法によると使用料の額に埋没し、支援の金額が表面化しないこととなる。本来は、 使用許可先、貸付先への財政的支援の一環として補助金と併せて総額を把握し、全体的な 検討がされるべきものである。透明性を確保するためには、減免の方法によらず原則通りの使用料を収受するとともに、適正額の補助金を支給する支援方法を採る方が明瞭であり、市民への説明責任を果たすためには、補助金支給の方式についても検討することが望まれる。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

使用料の減免を補助金の支給に変更することは、減免対象者と市の双方で膨大な事務量になることが予想されるため、補助金の支給ではなく、情報の明示といった他の手法を検討してまいります。

2. 行政財産の使用許可に関する事務手続

8 (結果) 報告書22頁

公有財産規則が規定する様式の改訂を行うべきである。

市では公有財産規則の制定以来、幾度の改正を経て今日の内容となっているが、各種様式の内容が不明確であるなど、現状に対応しきれていないものがある。

以下、「使用許可申請書」に限定せず列記する。

- ・行政財産使用許可台帳・普通財産貸付台帳では物件の「面積又は数量」を記載することとなっているのに対し、行政財産使用許可申請書・使用許可更新申請書・使用料減免申請書、普通財産貸付等申請書・貸付等更新申請書、借受資格変更届書では「数量」を記載することになっているが、「数量」として何を記載することを求めているのかが判りにくい。公有財産規則の別表第1では、土地、建物の「数量単位」は「平方メートル」と記載されているが、これらの書類は、例えば地域自治会の代表者など一般市民等が記載するものでもあるため、一般市民等が理解しやすいように、「数量」ではなく行政財産使用許可台帳・普通財産貸付台帳とほぼ同様に「面積又は数量(台数・本数)」と表示し、記載が容易な様式とするべきである。また、そうすることで、申請書、更新申請書等を受領する事業部局の担当者の負担を軽減することも可能となる。
- ・公有財産規則において「行政財産使用料減免申請書」の様式は規定されているが、「普通 財産貸付等減免申請書」の様式は規定されてないため、様式を定めるべきである。
- ・行政財産使用料減免申請書には、添付書類の記載がない。団体においては、その登記簿、 定款、役員、組織概要を記載した書類、財政状態を示す書類、経営計画等も提出させ、 減免の要否を判断する際の資料とすべきである。
- ・行政財産使用許可台帳には物件の「名称又は用途」欄があるが、普通財産貸付台帳には 存在しないため、欄を設け記載するべきである。
- ・当初の申請、更新申請の際の添付書類を様式ごとに比較すると以下のとおりとなる。

	申請書	更新申請書
行政財産使用許可	使用計画書、申請者及び連帯保証	「許可申請と同じ」
	人の住民票抄本又は全部事項証	と様式に記載
	明書、市民税納税証明書、見取図、	
	実測図	
普通財産貸付	使用計画書、申請者及び連帯保証	見取図、実測図
	人の住民票抄本又は全部事項証	

明書、市民税納税証明書、見取図、 実測図

使用許可の申請にあたっては、使用許可の当否を検討するための書類を提出させる必要がある一方、行政財産の使用許可期間は原則として1年であり、毎年更新の手続が必要となるため、提出書類が増えることになると、更新申請者やその書類を受領する行政側の担当者にとって毎年煩雑な処理が必要となる。また、本来必要な書類が、使用許可や貸付、減免の申請時に添付されていないと、客観的で公平な検討が不可能となる。申請書に添付させる書類の必要性の精査が必要と考える。以下、問題となる点を記す。

- ① 「住民票抄本又は全部事項証明書」とあるが、「住民票抄本」と同等の証明書は、「全部事項証明書」ではなく「一部事項証明書」である。
- ② 連帯保証人を必要とする場合に、行政財産使用許可申請書、普通財産貸付申請書様式の要請する住民票抄本又は全部事項証明書ではなく、実際は印鑑登録証明書の提出を求めている事業部局もあり、規則上の様式が要求している書類と実務上の取扱いにかい離が生じている。
- ③ 普通財産の貸付更新に関しては、貸付期間が許可の場合より長期にわたるため、更新申請時に、貸付料減免の再検討の資料とするため、申請時と同様に使用計画書、事業計画書や、更新者及び連帯保証人の支払能力を示す書類を提出してもらう必要がある。現在の様式の要求する「見取り図、実測図」のみでは、更新の検討資料として不十分である。
- ④ 行政財産使用許可更新申請書の添付書類欄に「許可申請と同じ」と記載されているが、更新申請書を記載する一般市民にとって非常に不親切である。

以上のように、現在規定されていないが実際は必要な添付書類が存在しないか、また、 現在規定されているが実際は不要な添付書類が存在しないかを精査し、様式における添付 書類の記載内容を改正すべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

各様式の修正及び添付書類の見直しを行いました。

9 (結果) 報告書24頁

減免の基準を全庁的に設定すべきである。

西宮市行政財産使用料条例では以下のように減免できる場合を規定している。

|第6条 つぎの各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる

- (1) 国または他の公共団体その他公共的団体において、公用または公共用に供するため 使用するとき。
- (2) 市の事務事業に関連し、厚生福利の用に供するための施設として使用させるとき。
- (3) その他公益上市長が特別の事由により必要と認めるとき。

しかしながら、事業部局では、個々のケースに応じて過去の経緯なども含めて減免の判断を行ってきたため、市全体として一律的なルールを設けることは困難と考え、現在のところ、統一的な詳細な減免規定は設けられておらず、また、事業部局も独自の減免規定を設けていない。

従って、①減免するか否かの基準が、明確でないため、条文の文言上で減免は任意規定 であるにもかかわらず、減免しなければならないものとして、運用している例が存在する。

また、②減免する場合の減免割合についても規定が存在せず、事業部局が独自の判断で 減免割合を決めて使用料を算定している。

例えば、同じ自動販売機の設置のための使用許可の使用料減免に関して、全額無償、半額減免、3分の2減免、あるいは屋内に設置した自動販売機は設置面積分の土地、建物の使用料を徴収することとなっているが、同じ自動販売機につき土地のみ全額無償で建物部分は2分の1減免などの方法がとられている。

さらに、③更新時の社会情勢や団体の財政状況の変化の有無を十分に検討することなく、 過去の減免の適用と減免割合がそのまま継続されており、減免の必要性の検討が全てなさ れているとは必ずしも言えない。

減免は、補助金と異なり予算・決算書には金額が明示されないが、実質的には経済的支援であることに変わりない。従って、行政の市民に対する公平性を確保するためにも、また、減免適用についての統一感がない状態を回避するためにも、減免の適用の有無、減免適用の場合の減免割合、使用許可更新の際の財務状況の分析等の再検討事項等を規定する減免の取扱い基準を、全庁的に規定し、減免の考え方を明確にする必要がある。

また、事業部局ごとに個別の事情があるのであれば、例えば局単位で、さらにその詳細な基準を規定すべきである。行政の仕事は局ごとに全く異なる高度な専門的知識を必要とするものであり、その職場を頻繁に異動する職員の業務への負担の軽減と、業務への公平性を維持するためにも、基準を策定するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

減免については、「行政財産使用料条例」に基づき、主として国または他の公共団体その他公共的団体において、公用または公共用に供するため使用する場合に減免を行っていますが、各所管が事業の性質や経緯等を踏まえて判断をしており、統一的な基準を設けるのは困難と考えております。

10 (意見) 報告書27頁

使用料算出基礎となる使用料率について、見直しの必要性を検討することが望まれる。

使用料率についての根拠となる法律等はなく、各地方自治体に任せられている。西宮市の場合、現在この使用料率の妥当性を合理的に説明できる根拠は存在しない。行政財産使用料条例制定以後、社会情勢も変化しているため、見直しの必要性があるのか検討し、必要であれば見直すことが望まれる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

中核市における使用料の水準調査(同一評価額の土地建物で使用料を試算)によると、西宮市は調査参加40市中、高い方から数えて19番目の水準でした。このことから早急な見直しの検討は不要と考えています。

11(意見) 報告書28頁

減免額も含めた財政的支援の総額を開示すべきである。

減免は、前述の通り実質的な補助金と同じであり、事業部局として、使用許可先、貸付 先への財政的支援の一環として補助金と併せて総額を把握し、全体的な検討がされるべき ものである。

また、市民としては、補助金であれば公的資料より情報取得が可能であるのに対し、減免した使用料、貸付料は情報を取得することができず、隠れ補助金ともいわれる所以である。事業の必要性と財務の透明性・公平性は、別のものであり、市民が納得できる形での減免のあり方としての開示が望まれる。

参考として、大阪市、京都市ではホームページ上で行政財産の使用許可・貸付、普通財産の貸付の減免状況を物件ごとに使用許可・貸付の相手方、減免率、現行使用料・貸付料、減免前使用料・貸付料額等を公開している。その説明として、京都市は、「減免による支援

の程度について説明責任を果たし、市有財産に係る透明性・公平性を高めることを目的として…公表することとします。」としている。また大阪市は、「金額については、行政財産使用料算定基準にて仮に計算したものであり、実際の使用料・貸付料とは異な」ること、「定額物件及び専ら本市の事務事業に供するために設置された施設等は除」くとした上で、「利用用途の公共性・公益性の変化等により、行政としての支援の必要性が低下している場合には、使用料等の減免の必要性・妥当性について再度検証し減免率の削減に努めるものとします。」と記載している。

(政策局、総務局)

(講じた措置)

【政策局】

減免相当額を把握し、明示することは、市の実質的な負担額を市民に公表する意味で必要なことと考えています。しかし、施設の種別によっては相当な件数に上ることから、今後、その調査や公表の手法等を調査・研究してまいります。

12(意見) 報告書30頁

使用料を全額前納した場合、連帯保証の設定は省略することが望ましい。

公有財産規則第34号1項2号にて連帯保証に関する規定が定められているが、前納を使用許可書に条件としながら、男女共同参画推進課、文化振興課では連帯保証の設定も行われていた。前納を条件とすることにより利用料の回収リスクが手当されているため連帯保証の必要性が乏しく、許可申請に際して申請人に不要な事務負担を負わせることとになっているため、事務手続改善の余地がある。

(総務局、市民文化局)

(講じた措置)

【総務局】

使用料を全額前納する場合は、公有財産規則で連帯保証人の設定が省略できる規定があり、 連帯保証人の設定を省略するよう事務手続きの周知徹底を図ります。

【市民局】

連帯保証の設定については、平成27年度申請の書類から省略し、改善を図りました。

【産業文化局】

連帯保証人については、これまで使用料の前納及び光熱水費の後納がありましたので、借受人に対してその設定を求めていました。今回の指摘を受けまして、公有財産規則第34号 1項2号の規定に基づき、連帯保証の設定は省略することで、改善を図ってまいります。

13 (結果) 報告書30頁

公有財産規則の連帯保証人の規定を見直すべきである。

手続き〔1〕の使用許可申請書に連帯保証人の氏名、住所の記載を要求し、債権の回収を 担保している。(西宮市債権の管理に関する条例第8条1項1号は「保証人に対し履行を請 求すること」と規定している。)

しかしながら、公有財産規則第27条が準用する第34条では、連帯保証人の資産要件を、「前年度の所得が100万円以上または公簿価格30万以上の固定資産を有する者」と規定している。この程度の資産要件では公有財産規則の使用許可申請書等が添付書類として住民票抄本又は全部事項証明書まで要求し連帯保証人を徴求している実効性が乏しい。例えば、尼崎市公有財産規則では、「前年において、300万円以上の所得を有し、又は固定資産課税台帳に登録された価格が200万円以上の不動産を所有している者」と資産要件を定めて、連帯保証人を徴求する実効性を担保している。

また、現状では、前述のように使用料全額前納で連帯保証人が不要となる西宮市において、例外的に連帯保証人を必要とする場合、許可申請書の添付書類には、住民票抄本又は全部事項証明書より簡便に入手しやすい印鑑登録証明の提出を要請している事業部局もある。[1] で記載したように、現実に要求している書類で十分ならば、使用許可申請書の添付書類の記載を現実に合わせて改訂するべきである。

さらに、実際に使用料、貸付料の債権回収のため、連帯保証人にまで請求した事例は西 宮市において存在せず、規定の存在の意味も現在のところ乏しい。

民法改正の動向も踏まえて、公有財産規則の連帯保証人の規定の存在意義を再検討し、 より実効性のある規定として必要であると考えるのであれば、資産条件等の内容を改正す べきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

民法改正の動向も踏まえて、より実効性のある規定として改正を検討してまいります。

3. 西宮市の自動販売機の設置状況について

14 (意見) 報告書35頁

行政財産の貸付の方式も検討し、自主財源としての増収を図ることが望まれる。

上記の西宮市の行政財産の貸付の場合、1契約8台の自動販売機の設置に際し、AED 29ヶ所の5年間リース料も業者負担であったため、販売手数料率は低率にとどまった。しかし、他市の例をみると、使用許可の場合は期間が1年に限られるのに対し、貸付の場合は、契約期間が5年等長期にわたる設置が可能となるため、業者にとっても安定的収入見込みが立てやすく、販売手数料率を高く設定することが可能となる。5年間設置場所を移動する必要性のない場所等を選定して貸付を行い、行政として自主財源の増収を図ることが望まれる。

(総務局、市民文化局、産業環境局、土木局、消防局、教育委員会、上下水道局)

(講じた措置)

【総務局】

市職員の福利厚生を目的に設置している自動販売機については、西宮市公有財産規則第2 2条に基づく期間1年の使用許可としています。

なお、余剰スペースの有効活用という目的で自動販売機を設置する場合は、公募による複数年の貸付を進めてまいります。

【市民局】

行政財産の貸付の方式については、使用許可を貸付に変更することにメリットがあるのか 検討いたします。今後も、一層自主財源としての増収を図ることに努めてまいります。

【産業文化局】

自動販売機については、食堂の廃業後、利用者の要望を受け、利用しやすい環境作りのため、平成16年度に設置したものです。

今後は、ご意見を頂きました行政財産の貸付も含め、自主財源の増収について検討してまいります。

【土木局】

公園内での自動販売機の設置については、都市公園法の規定に基づき、公園施設設置管理 許可を行っており、複数年の設置を許可しております。販売手数料率については、定期的に 見直しを行い、自主財源の増収を図るよう努めてまいります。

【消防局】

消防局では、消防局庁舎他8施設に自動販売機を設置しておりますが、設置施設が市内全域に及ぶものの、各施設とも1台若しくは2台が庁舎内に設置されるにとどまるうえ、職員の福利厚生目的で設置された経緯から利用者も限定されることとなるため、貸付によるメリットは少ないと考えておりますが、今後は、他部局の状況等も参考にしながら、自主財源の増収について検討してまいります。

【教育委員会】

自動販売機の設置については、各施設の状況を把握し、自主財源の増収を図るため、貸付の方式も検討してまいります。

【上下水道局】

自動販売機については、職員の福利厚生を目的として職員の福利厚生団体への使用許可により設置しています。

なお、余剰スペースの有効活用という目的で自動販売機を設置する場合は、公募による複数年の貸付を進めてまいります。

15 (結果) 報告書35頁

行政財産の使用許可においては、販売手数料率は、使用許可書の条件として規定すべきで ある。

行政財産の使用許可は、行政が行う行政処分であり、行政の一方的行為である。従って、販売手数料率を「覚書」「設置管理契約書」のような双方の合意に基づく契約(私法)で交わすことはなじまない。「使用の具体的細目は許可処分の附款(条件)により定められる。」(松本英昭『逐条地方自治法 第8次改訂版』975頁)とあるように、使用許可書において行政側の条件として販売手数料率は一方的に規定すべきものである。行政財産の使用許可の自動販売機224台中、196台については販売手数料を徴収しているため、これらについて現在締結している覚書による方式を改め、使用許可の条件として販売手数料率を記載するべきである。

(総務局、市民文化局、産業環境局、土木局、消防局、教育委員会、上下水道局)

(講じた措置)

【総務局】

販売取扱料そのものは、双方で決めているもので、一方的な許可条件にはなりませんが、

許可条件には「別途覚書又は協定書を締結する場合は、これを遵守すること」と記載して、 取扱料に関する覚書等を遵守することを条件とします。

16 (結果) 報告書37頁

自動販売機の公募による設置を増やし、自主財源として増収を図るべきである。

自動販売機の設置は、設置された施設利用者のためでもあるが、飲料業者や団体等に利益が生じるからこそ、飲料業者や団体は、使用許可を求めて設置し、継続更新をしているわけである。それが、随意契約の方式がとられ、一部の団体等の既得権益となっており、財務の公平性、透明性の観点から、説明責任が果たしにくい状況が生じている。例えば、一般市民が多く利用する施設において、西宮市職員の福利厚生団体が自動販売機設置の使用許可を受け、その収益が当該団体にもたらされている事例が存在するが、その収益は全額市の収益となるよう改めるべきものである。また、競争が排除された特命随意契約では相手方が当初より決まっているため、市が受け取る収益は販売手数料率が段階的引き上げはあったが平成21年より一定であり、公募あるいは見積合わせ等で相手を選定した場合に比して非常に少額となっている。公募あるいは見積合わせをしていたならば本来得るべきはず自主財源となるべき利益を市は逃していると言える。より公正性が高く、また競争原理が働く公募を増やすことによって、他の自治体や国のように自主財源として増収を図るべきである。

(総務局、市民文化局、産業環境局、土木局、消防局、教育委員会、上下水道局)

(講じた措置)

【総務局】

市職員の福利厚生を目的に設置している自動販売機については、利用者のニーズに合わせた機種の選定と故障、苦情への対応とともに、設置場所による販売の多寡に関わらず福利厚生を実施するうえで安定的な運営を図る観点から、職員の福利厚生団体が機種の選定や運営管理を行い、市に対しては売り上げに対する販売手数料等の納付を求めております。販売手数料率の見直しについては、今後も福利厚生団体と協議してまいります。

なお、余剰スペースの有効活用という目的で自動販売機を設置する場合には、公募による 複数年の貸付を進めてまいります。

【市民局】

自動販売機の設置について、見積合わせや公募により販売手数料等を比較し、使用許可を 行っております。今後も、一層自主財源としての増収を図ることに努めてまいります。

【産業文化局】

自動販売機の設置については、利用者が安心して購買できるよう、広く知られている飲料 を販売するという方針により業者を選定しました。

今後は、他部局や他の自治体の状況を把握し参考にするなどして、自主財源の増収を図るよう努めてまいります。

【土木局】

公園内に設置されている自動販売機については、指定管理者が、自主事業の範囲において 設置しております。今後、市が設置する場合は、公募を行うなど、自主財源の増収を図るよ う努めてまいります。

【消防局】

消防局に設置されている自動販売機は、いずれも一般市民の利用は想定しておらず、専ら職員の福利厚生を目的として設置されています。

そのため、利用者も限定されていることから、公募や見積合わせによる業者選定を実施する効果は少ないと考えておりますが、今後は、他部局の状況等も参考にしながら、自主財源の増収について検討してまいります。

【教育委員会】

自動販売機の設置については、一部施設において自主財源の増収を図るため、見積合わせによる選定を実施しておりますが、今後、公募による設置についても検討してまいります。

【上下水道局】

自動販売機については、職員の福利厚生を目的として設置しており、利用者のニーズに合わせた機種の選定と故障、苦情への対応とともに、設置場所による販売の多寡に関わらず福利厚生を実施するうえで安定的な運営を図る観点から、職員の福利厚生団体が機種の選定や運営管理を行い、局に対しては売り上げに対する販売手数料等を納めております。販売手数料率の見直しについては、福利厚生団体と協議してまいります。

なお、余剰スペースの有効活用という目的で自動販売機を設置する場合には、公募による 複数年の貸付を進めてまいります。

17 (結果) 報告書38頁

期間5年で業者に見積合わせをする場合は、「行政財産の貸付」とすべきである。

市民協働推進課の前述の貸付契約と同様、都市局住宅管理課がAED付災害時対応型自動販売機の見積合わせを行った事例では、使用許可期間を平成26年4月1日より平成31年3月31日の5年として募集している。そして申請者も使用許可申請書に、上記5年の使用期間を記載しているのもかかわらず、使用許可書は平成26年4月1日より平成27年3月31日の1年間でしか許可されていない。許可書には「期間終了後も引き続き使用する場合は、平成27年2月に更新申請すること」と記載されている。使用許可期間が、本来1年を超えないことは、行政にとって周知のことでありながら、その上で5年の期間を提示するのは適切でない。より良い条件での自動販売機の設置を望むのであれば、使用許可ではなく、「行政財産の貸付」として、広く万人に向けて公募するべきであった。AED付災害対応型自動販売機の設置は、市民にとって有益なことであるため、積極的に行政が推進しているのはたいへん評価すべきであるが、業者側がその要請により対応しやすくなるよう行政側も変化が必要である。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

AED付災害対応型自動販売機の設置について、今後は行政財産の貸付による設置も視野に、設置期間と整合するよう募集方法を見直し、改善を図ってまいります。

18(意見) 報告書39頁

自動販売機設置に関する取引情報を全庁的に共有することが望ましい。

表①のとおり、取引の相手方があらかじめ決まっている特命随意契約の内、飲料業者と契約しているものは、7%の販売手数料を適用しているものが少なくなく、販売手数料率の平均は8.4%と低い。また、西宮市職員生活協同組合や外郭団体と契約したものは、毎年市が当該団体と協議を行っているが平成21年度より継続して7%の販売手数料率である。その他の団体との契約では、使用料が減免され、かつ販売手数料の徴収がないところも含まれるため、販売手数料率の平均は4.4%と一番低くなる。一方で、見積合わせ・プロポーザル方式では、業者間の競争原理が働くため、当然ではあるが販売手数料率の平均が33.6%と最も高い。(本来は、【2】公募も高率となるはずであるが、西宮市の場合は、前述の特殊な契約であるため、比較検討が不可能である。)しかしながら、その内訳を詳細にみると、見積合わせにより業者を決定し、翌年以降もそれと同じ販売手数料率で更新している事例では、

過去の見積合わせ等で非常に有利な条件が提示された場合を除き、毎年見積合わせを行っている他の所管課に比して、必ずしもその販売手数料率は高いものとは言えない。

例えば、産業環境局労政課は同じ建物の勤労会館、勤労青少年ホームに3台、その近隣の勤労者・障害者教養文化体育施設に1台の自動販売機の設置の使用許可を各々異なる飲料業者に行っている。これら4台のうち、3台の平成26年度の販売手数料率は、平成25年度に交わした覚書の販売手数料率25%のまま継続している。また、残りの1台は、平成26年度上期は平成21年度の販売手数料率22%をそのまま継続し、下期の自動販売機の機種変更時に他の3台と同率の25%に変更している。仮に、他の所管課の販売手数料率の情報が入手できていれば、前者3台につき平成26年度に、見積合わせを再度試みることも検討可能であったし、後者1台についても同様に25%を上回る販売手数料率とすることを目指して、飲料業者と交渉を行うことも可能であった。また、4台はほぼ同じ場所にあるため、4台を一括して同一の業者に使用許可することを条件に販売手数料率を提示させる方が、より有利な条件の提示を受けることができたと推測される。

このように、他の所管課の取引情報を入手できれば、自らの課の販売手数料率と比較し、 条件が他に比べて不利な条件であることを認識することが可能となり、前年度と同条件では 契約を継続せずに、改めて見積合わせ等の方法を行って、収入増加を図ることも出来たはず である。従って、設置場所、売上高、販売手数料率、業者名、契約期間等の情報をどの事業 部局も自由に市役所庁内で共有できるように対処することが望ましい。

また、自動販売機の契約担当者の情報交換の機会を設けることや、契約条件の情報を一元 管理し有利な交渉を行うためのアドバイス等を行える部局を定めることが、将来的には望ま しく、このような対応は前掲他都市ではすでに実施されているところである。さらに、当該 部局が集中的に契約手続きを担当することにすれば、全庁的な効率化を実現できることにな り、行政財産の貸付の方法で契約期間が1年を超える期間、例えば5年間とすれば、毎年使 用許可を行う煩雑さが回避されるため、当該部局が過大な負担を負うことにはならない。

自動販売機の設置には、所管課ごとに個別の事情が存在するため、全てを公募にして収益を上げる目的で設置することは実際上困難であるが、自動販売機の設置によって大きな収益を上げることが可能な所管課も存在する。そのような所管課が自動販売機の設置による収益を上げることによって、より財源を必要とする行政分野の一助とすることが可能となると考えられる。

(総務局、産業環境局)

(講じた措置)

【総務局】

全庁の情報について、集約を図りました。

19 (意見) 報告書42頁

指定管理者制度が採用されている施設においては、自動販売機の設置についての目的を明確にし、統一的な規定を整備、運用することが望まれる。

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」(西宮市ホームページ:指定管理者制度創設の目的)を目的としている。指定管理者制度が採用されている施設によっては、自動販売機の設置及びそこからの収益の取得を指定管理者に委ねることによって、当該施設をより効率的に管理させるとともに、管理料を低減できる可能性がある。

指定管理者制度が採用されている施設に設置されている自動販売機から市が得ている販売手数料は、一部の例外を除き、7%である。市が自動販売機設置による収益確保を第一義的目的とするのであれば、設置業者を市が公募することによってより高い販売手数料を提示する業者を選定することが望ましい。

また、自動販売機を設置するにあたり、施設の効率的な管理や収益の確保よりも、利用者の利便性確保を優先させる必要が存在するのであれば、どのような場合に後者を優先させるかについて統一的な規定を整備して運用することが望まれる。また、その場合であっても、前述のとおり、利用者の利便性確保と市の収益の確保の双方の課題を実現することができている事例も存在することに注意する必要がある。

(政策局、産業環境局、健康福祉局、教育委員会)

(講じた措置)

【政策局】

施設における自動販売機の設置による利用者の利便性確保と市の収益の確保、双方の実現ですが、このことについては、市の施設全体の対応を考える必要があります。今後、各施設や他市における実状を踏まえ、検討してまいります。

【産業文化局】

西宮市食肉センターでは、利用者で構成された団体が市の許可を得て自動販売機を設置しており、また平成26年度より販売手数料を徴収していることから、現状において利用者の利便性と収益性の確保が図られていると考えております。

今後もこの取扱いを継続することとしていますが、全市的な方針が決まりましたら、それ に沿った運用となるよう対応してまいります。

【健康福祉局】

西宮市立老人保健施設すこやかケア西宮では指定管理者である西宮市社会福祉事業団が自動販売機の設置事業者を選定しており、市は平成28年度より7%の販売手数料を得ています。今後、市が主体となってより高い販売手数料を提示する業者を公募により選定することを検討してまいります。

西宮市応急診療所においては、利用者の利便性確保(患者向けの経口補水液の販売)を目的として市が直接設置業者の公募選考を行い、比較的高率(25.5%)の販売手数料を得ております。現状で利用者の利便性と収益性を確保できているものと考えておりますので、この取扱いを継続してまいります。

【教育委員会】

西宮市立山東自然の家においては、これまで指定管理者に業者の選定と自動販売機の設置を委ね、収益を施設運営費に充当することによって、利用者の利便性と効率的な運営の確保を図ってまいりましたが、市の収益確保の側面を鑑みて、平成29年度より販売手数料の徴収を予定しております。また、市の公募による業者選定についても、全市的な方針に沿った形となるよう協議のうえ、対応してまいります。

20 (意見) 報告書44頁

外郭団体等が徴収している自動販売機使用許可利用料の徴収を市が一括徴収することが望ましい。

市の外郭団体等、例えば西宮市職員生活協同組合や公益財団法人西宮スポーツセンター、公益財団法人西宮市文化振興財団、一般財団法人西宮市都市整備公社などについては、本来は市の公有財産の使用許可に基づく利用料徴収を、市が行うことになるべきところ、過去の経緯から各団体で業者との間で利用料徴収をしている。市へは各団体が業者から徴収した利用料の一部に相当する一定割合の金額を納付する形となっている。これは、自動販売機設置に基づく利用料が各団体の重要な収入財源となっていることから、市で一括徴収することに変更する場合、各団体の収入減となることから事業の遂行に支障が出てく可能性があることなどを鑑みて、現在の形で運用されているものである。

確かに、指定管理者制度においては、インセンティブとして収益を自ら得たうえで、それを原資として市に指定管理料の一部として支払うという意味がある点は理解できるところではあるが、指定管理者制度を導入していないケースも含めて、これは市から各団体へ補助金を支給する代わりに各団体が利用料を徴収することにより、事務手続き簡便化の効果を得ているものである。この形でのメリットは事務手続きを簡便化できる(補助金支給

手続きの省略)ことが挙げられるが、デメリットとしてはどの程度補助しているのかわからないという曖昧さがぬぐえない点である。つまり、予算総計主義の観点からは、本来は市が公有財産の使用許可に基づき利用料を徴収するとともに、各団体へ財産的な補助が必要であれば、補助金等の支給を行うことで支援するというグロスアップ形式が通常であるところ、利用料徴収と補助金支給を相殺するというネットアウト形式となっており、総収入と総支出が明確になるところが、現状では不明となっている状況にある。

また、他市において、自動販売機の設置に伴う公有財産の貸付を行うとして入札を行ったところ、従前の一時使用許可に基づく利用料に比して数十倍の貸付料を徴収することができた事例もある。そのメリットを享受するためには自動販売機の貸付を行うと決めた対象資産について市が一括して入札に基づく貸付料徴収を行う方が規模のメリットを得やすいため、結果として市としての総収入額が増加する可能性が高いと考える。西宮スポーツセンターのように、対象施設の内の多くを公募により選定された指定管理者が自動販売機設置について決める場合もあるが、他施設を見た際はまだ非公募による指定管理者により自動販売機設置について決めるケースが多く、当該団体への補助的側面を否めない傾向がある。

以上より、現在各団体の支援についての不透明さを回避し、かつ、市全体の収入増を図れる可能性が高いこともあるため、市で一括して貸付料の徴収を行うとともに、各団体への補助が必要であれば別途補助金を支給することが望ましい。

(政策局、総務局、市民文化局)

(講じた措置)

【政策局】

施設における自動販売機の使用許可利用料を市が一括徴収することについてですが、このことについては、市の施設全体の対応を考える必要があります。今後、各施設や他市における実状を踏まえ、調査・研究してまいります。

【総務局】

西宮市職員の福利厚生を目的に設置している自動販売機については、利用者のニーズに合わせた機種の選定と故障、苦情への対応とともに設置場所による販売の多寡に関わらず福利厚生を実施するうえで安定的な運営を図る観点から、職員の福利厚生団体が機種の選定や運営の管理を行い、市に対しては売上げに対する販売手数料率の納付を求めております。販売手数料率の見直しについては、今後も福利厚生団体と協議してまいります。

【産業文化局】

公益財団法人西宮スポーツセンターは、西宮市立運動施設の指定管理者であり、また公益 財団法人西宮市文化振興財団は、西宮市民会館、及び西宮市フレンテホールの指定管理者で あり、いずれも他の指定管理者(民間事業者)と同様に、自動販売機の設置について現場の 状況を非常に把握しており、売上げの最大化を図るために最も適していると考えています。

公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とする指定管理者制度の枠組みの中で、自動販売機設置は指定管理者のインセンティブを高める施策の一つとなっており、その売上げは自動販売機の庁舎敷使用料や電気代の支払いのほか、売上額の一定割合を市に納付しており、指定管理料の提案金額減への要因にもなっています。

今後とも、他の手法もあわせて検討し、さらに収入増が図ることができるように努めてまいります。

21 (結果) 報告書46頁

旧水道局は、職員団体への使用許可期間を1年とすべきであった。

西宮市上下水道局公有財産規程第 14 条も、公有財産規則と同様に使用許可期間については、「1 年を超えることができない。」とあり、また「管理者が必要と認めるときは、この限りでない。」と規定されている。他の事業部局の職員団体への使用許可は通常の1年であり、旧水道局の職員団体への使用許可期間に 4、5 年とする特別な合理的理由は存在しない。使用許可期間を 1 年に改めるとともに更新可能な条件を見直すべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

職員団体への使用許可期間については、現在の使用許可期限が平成28年度末のため、平成29年度使用許可時から使用許可期間を1年に改めてまいります。

22 (意見) 報告書46頁

従前からの使用許可団体であっても、時機をみて公募で許可先を決定することが望まれる。

例えば、中央病院にて林田町に移転以後使用許可を受けている3つの障害者協会を母体 とする特定非営利活動法人障害者連合会(定款に、中央病院の収益事業と記載。売店も運 営。)は、平成26年の決算において自動販売機手数料380万円が計上されている。西宮市 には他にも多くの福祉団体が存在するため、他の福祉団体との公平性の観点からも、一つの団体が数十年にわたって許可を受け続けているのは、必ずしも妥当とは言えず問題がある。また現在、兵庫県をはじめ公立病院の自動販売機も公募による貸付先選定が増加しており、将来時機をみて、貸付先を検討しなおす必要がある。

(中央病院事務局)

(講じた措置)

【中央病院事務局】

中央病院は、兵庫県立西宮病院との病院統合を目指した取組を実施しており、平成28年4月には、県市共同で「兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院のあり方検討委員会」を設置し、外部の有識者を中心に統合も選択肢のひとつとして、両病院の今後のあり方を協議いただいているところです。今後、県市の合意がなされ、統合ということになれば、中央病院は統合病院の開院によって閉鎖されることも考えられます。

このような状況であるため、公募による新たな貸付先の選定は、今後の見通しについて目 処がたち次第検討してまいります。

23 (結果) 報告書46頁

減免基準を合理的に説明可能な統一したものにするべきである。

以下は、同じ自動販売機についての減免の有無、及び減免の割合についてまとめた表である。

I. 福祉団体が設置している場合の減免の有無

設置している事業部局	設置に際し根拠となる法律	減免の有無
健康福祉局障害福祉課(福	障害者福祉法第22条	有
祉センター)		
中央病院	障害者福祉法第22条	有
健康福祉局福祉総務課(福	母子及び寡婦福祉法第 25 条	無
祉会館)		

Ⅱ.自動販売機の設置使用料で減免されている場合の減免割合

減免している事業部局	減免割合	減免根拠
健康福祉局高齢施設課(寿	全額減免	行政財産使用料条例第6条1項3号:

園)		入居者団体の相互扶助、親睦及び地域
		交流を図る活動の一環であるため
健康福祉局障害福祉課(福	土地全額減免	行政財産使用料条例第6条1項3号:
祉センター)	建物2分の1	障害者自身の自立と就業の確保を目的
	減免	として、障害者自身による軽食喫茶の
		営業のため
健康福祉局福祉総務課(福	減免なし	(表 I にあり 比較検討のため記載)
祉会館)		
中央病院	土地・建物 3	①3 つの障害者協会母体の障害者団体
	分の2減免	であり、②3協会と当該団体に収益が
		納付され、障害者の福祉目的で使用さ
		れ、③職員の福利厚生・患者サービス
		を目的とするため
教育委員会(市立西宮高	全額減免	行政財産使用料条例第6条1項2号:
校)		市の事務事業に関連し、厚生福利の用
		に供するための施設として使用させる
		とき。
土木局公園緑地課(流通東	土地2分の1	兵庫県より西宮市に引き継がれ、前契
公園)	減免 (屋外)	約条件を引き継いだため

表 I については、同じ厚生労働省の福祉に関する法律を根拠として優先的に自動販売機の使用許可を認めたものであるが、減免の有無について取扱いが異なる。また、表 II は自動販売機設置に際し使用料を減免されているものを減免根拠とともに全て記載したものである。事業部局ごとの事情によりさまざまな減免割合が存在していると推測されるが、事業部局に明確な減免基準は存在しない。

しかしながら、同じ物件設置の際に、同じ法律等を拠所としていながら、どの事業部局の許可等を受けるかで、合理的に説明できる基準がないままに、減免の有無に差が生じ、さらに減免割合も差異が生じ、そして更新許可による翌年以降もその減免の状態が、多くの場合継続しているのでは、行政としての公平性、統一性、客観性に欠ける。どの担当職員が判断をしても、客観的で公平な運用が可能であり、また減免の可否判断を受け、その結果減免を受ける側が公平であることを納得できる合理的で説明可能な統一的減免基準を策定すべきである。

(総務局、健康福祉局、土木局、教育委員会、中央病院事務局)

(講じた措置)

【総務局】

自動販売機設置にかかる使用料は原則全額徴収すべきものと考えておりますが、個々の事情により減免を行っているものについては、必要性、公平性を検証してまいります。引き続き減免する場合は検証内容を決裁文書に記載するよう努めてまいります。

2 4 (結果) 報告書4 9 頁

市営住宅に無許可で設置されている自動販売機の管理につき、指定管理者への指導監督に努めるべきである。

市営住宅に無許可で設置されている自動販売機が少なくとも6台確認された。

市営住宅については指定管理者制度がとられており、「西宮市営住宅に関する要綱」には、以下のように規定されている。

(指定管理者による管理)

第8条 本要綱に定める市営住宅及びその敷地等の管理に関する事務は、西宮市営住宅条例第69条第1号に基づき、指定管理者が行う業務とする。

また、指定管理者が行う業務の内容は、以下の通りである。

- (1) 市営住宅等の施設及び設備の維持管理を行うこと
- (2) その他市長が行うこととされている業務の補助に関すること
- (3) その他市営住宅等設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

従って、当該自動販売機については、市として使用料相当額を徴収すべきである。また、今後もこのような無許可の自動販売機が設置されないよう市として指定管理者の指導、監督をすべきである。無許可に自動販売機を設置している一部の者のみが、不当に利益を得ている状況は、著しく公平性に欠け、改善すべきである。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

市営住宅に無許可で設置されている自動販売機については、これまで通報等により発覚した場合に、指定管理者から無許可設置者に対して撤去指導を行っておりました。市といたしましては

今回の指摘を踏まえ、指定管理者に対し、無許可で設置されている自動販売機の現状を把握し、 適切に撤去指導を遂行するよう指導、監督を行い、改善に努めてまいります。

4. 行政財産の使用許可に関する個別検討結果

【1】高齢福祉課

1. 西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮

25 (結果) 報告書52頁

減免率決定の判断基準を明確化することが望まれる。

当行政財産については介護給付に係る事業が含まれている。介護給付に係る事業に要する 経費は本来、介護給付費等を財源とするものであり、当事業団への使用許可施設全てを無償 使用許可とする理由としては不足している。

そもそも使用料の減免は、補助金交付と同様の効果を有することから、慎重に検討し、適 正妥当に決定する必要がある。社会福祉法人といえども、施設に係る土地代は原則的には事 業者が負担すべき性質の費用である。事業者に資力があったとしても、市の事業に密接に関 連する公益を目的とした事業の用に供しているため補助金的支援を行う必要がある場合に は、補助金の交付基準と同様に減免使用許可の画一的な基準が必要である。

当使用許可先に対しては、当期活動純増減差額が黒字であるにも関わらず、減免措置がなされている。収支水準の程度と減免割合についての明確な関係性はなく、所管課ごとの判断に委ねられているため、全ての使用許可の減免について定まった判断がなされていない虞がある。2. 行政財産の使用許可に関する事務手続でも記載したように、西宮市行政財産使用料条例以外に規則等はなく、明確かつ画一的な使用許可の減免基準はない状況であり、担当者の解釈によって使用料の減額を行ってしまう可能性があるため、具体的な減免基準を策定するべきである。また、減免から通常の有償使用許可に切り替えるようなケースにおいて、判断の基準が各課の判断のみが拠り所では、使用先から理解が得にくいと考えられる。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

減免については、「行政財産使用料条例」に基づき、主として国または他の公共団体その他 公共的団体において、公用または公共用に供するため使用する場合に減免を行っていますが、 各所管が事業の性質や経緯等を踏まえて判断しており、統一的な基準を設けるのは困難と考え ております。

26(意見) 報告書52頁

外郭団体に対する市の経済的支援の総額を明らかにすることが望まれる。

西宮市社会福祉事業団は、西宮市の出資比率が3%、常勤役員が市OBの2名のみで構成される西宮市の外郭団体である。

外郭団体への使用料の無償化は、実質的には、隠れた補助金である。外郭団体への市有財産の無償使用許可の状況も含めて外郭団体に対する市の経済的支援の総額を明らかにするべきである。仮に無償使用許可がなければ外郭団体の運営等が厳しく、市が補助等を行わなければならないのであれば、その部分について経済的支援を行っているのであるため、別途、補助金等としてその支出の妥当性を検討すべきである。このような観点から、補助金一覧表の情報公開と同様の趣旨で、外郭団体等にかかる情報開示に市有財産の無償使用許可に関する情報を含めることが望まれる。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

本市では、毎年、「西宮市外郭団体の概要」シートを外郭団体ごとに作成し、ホームページで公表しております。このシートでは、補助金に代表される市の財政的関与について記載しており、一定の情報提供がされていると考えております。今後、意見のあった点について、どのような手法が適切か研究を進めてまいります。

27(意見) 報告書53頁

外郭団体への使用料の減免は慎重に検討することが望ましい。

外郭団体については、他市においても統廃合等の見直しが活発に行われており、今後の市の外郭団体統廃合の方針判断に資するという観点からも使用料を徴収することが望ましい。

社会福祉法人の経営から生じる剰余金は法人外に流出せず、法人の解散時も他の社会福祉 法人か国庫に帰属することとなっており、個人に帰属することはないとされているが、例え ば、役員報酬の基準や親族等特定の関係者への利益供与を制限する仕組みがないといった課 題が厚生労働省でも取り上げられている。特に当団体については、職員には市関係者はいな いものの、常勤役員が市OBの2名のみで構成されていることから、市民説明の観点から使 用料の減免について慎重に検討することが望ましいと考える。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

減免については、「行政財産使用料条例」に基づき、主として国または他の公共団体その他公 共的団体において、公共または公共用に供することにより使用する場合に減免を行っていますが、 事業の性質や経緯等を踏まえて今後慎重に検討してまいります。

【2】環境衛生課

1. 甲山墓園 臨時香花店

28 (結果) 報告書54頁

公有財産規則第23条に規定される行政財産使用許可申請書を入手していない。

上記行政財産について、公有財産規則第 23 条に規定される行政財産使用許可申請書の提 出を受けていない。

(産業環境局)

(講じた措置)

【環境局】

行政財産使用許可申請については、平成27年度当初より香花売り場の運営を新規事業者に 移行し、適切に事務手続きを行っております。

今後も、現場における墓参者への円滑な対応だけでなく、実務レベルにおいても適正な事務 処理に努めてまいります。

29 (結果) 報告書55頁

公有財産規則第26条に規定される行政財産減免申請書を入手していない。

上記行政財産について、公有財産規則第26条に規定される行政財産使用料減免申請書の提 出を受けていない。

(産業環境局)

(講じた措置)

【環境局】

行政財産使用料減免申請については、平成27年度当初より香花売り場の運営を新規事業者 に移行し、現状に沿った形で適切に事務手続きを行っております。

今後も、現場における墓参者への円滑な対応だけでなく、実務レベルにおいても適正な事務 処理に努めてまいります。

30 (結果) 報告書55頁

行政財産使用許可に係る市長による決裁文書がない。

上記行政財産について、減免の根拠法令を西宮市行政財産使用料条例第6条第3号としているが、市長による決裁文書がない。

(産業環境局)

(講じた措置)

【環境局】

行政財産使用許可に係る処理については、平成27年度当初より香花売り場の運営を新規事業者に移行し、現状に沿った形で適切に事務手続きを行っております。

今後も、現場における墓参者への円滑な対応だけでなく、実務レベルにおいても適正な事務 処理に努めてまいります。

31 (意見) 報告書55頁

減免された使用料を試算の上機会損失を把握し、新規事業運営者の早期決定を図ることが望ましい。

上記行政財産について、当面の間の措置であるという理由から、減免された使用料の試算を行っていない。当香花売り場は、平成25年7月より、一般財団法人西宮市都市整備公社が出店しており、平成27年度から新規事業運営者に移行する。市として、新規事業運営者への移行が遅くなることに対する機会損失を把握し、新規事業運営者の早期決定を図るために使用料の算定を行うことが望ましい。

(産業環境局)

(講じた措置)

【環境局】

平成27年度当初より香花売り場の運営を新規事業者に移行し、適切に事務手続きを行っております。

今後は、受益者負担に係るコストの観点からも、減免された使用料に関し把握に努めると ともに、現場においても墓参者の混乱を招くことのないよう、適正に対応できるよう努めて まいります。

【3】障害福祉課

1. 西宮市総合福祉センター

3 2 (意見) 報告書 5 8 頁

減免率決定の判断基準を明確化すべきである。

上記財産の使用者として、特定非営利活動法人西宮市身体障害者連合会、及び西宮市くす の木福祉会については、事業を行っていることを理由として使用料が一部減免としている。

しかし、他の課においては、同様に事業を行っている特定非営利活動法人に対して全額減免をしているなど、課によって対応が異なり、市全体として統一された見解に基づくものではない。公平性の観点から、課によって減免に係る判断基準を設けるのではなく、2. 行政財産の使用許可に関する事務手続でも記載したように、市全体として減免に係る判断基準を設ける必要がある。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

減免については、「行政財産使用料条例」に基づき、主として国または他の公共団体その他公共的団体において、公用または公共用に供するため使用する場合に減免を行っていますが、各所管が事業の性質や経緯等を踏まえて判断をしており、統一的な基準を設けるのは困難と考えております。

33 (結果) 報告書59頁

減免理由について具体的に検証した文書を残すべきである。

上記財産の減免理由として、各々行政財産使用料免除申請書に記載の上、西宮市行政財産 使用料条例第6条第1号としているが、使用団体が同条の「国または他の公共団体その他公 共的団体」に該当するか否か、「公用または公共用に供するため使用」に該当するか否かに ついての検証が行われていない。

当規程は、1. 行政財産の使用許可についての「(結果) 使用料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

個々の事情により減免を行っているものについては、必要性、公平性を検証してまいります。 また、引き続き減免する場合は検証内容を決裁文書に記載するよう努めてまいります。

- 2-1. すずかけ労働センター
- 2-2. すずかけ労働センター倉庫

34(結果) 報告書60頁

減免理由について具体的に検証した文書を残すべきである。

「障害者福祉サービス事業所として、障害者の知識及び能力の向上のための訓練などを実施しており、特別支援学校卒業生の福祉的就労の場として、当市の福祉の増進に寄与しているため」とし、西宮市行政財産使用料条例第6条第1号をもって全額減免としているが、使用許可先の団体が同条の「国または他の公共団体その他公共的団体」に該当するか否か、「公用または公共用に供するため使用」に該当するか否かについての検証が行われていない。

当規程は、1. 行政財産の使用許可についての「(結果) 使用料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

また、西宮市には、同一目的の事業を行う団体があることから、公平性及び競争原理を阻害しない範囲内で、補助金等も含めて減免額を決定することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

個々の事情により減免を行っているものについては、必要性、公平性を検証してまいります。 また減免については、「行政財産使用料条例」に基づき、主として国または他の公共団体その 他公共的団体において、公用または公共用に供するため使用する場合に減免を行っていますが、 事業の性質や経緯等を踏まえて判断をしております。また、引き続き減免する場合は検証内容 を決裁文書に記載するよう努めてまいります。

3. フレンドハウス等 4 階部分

3 5 (結果) 報告書6 2 頁

減免理由について具体的に検証した文書を残すべきである。

「知的に障害のある人の社会的自立を図ることを目的に、ショートステイ事業を行っているため。」とし、西宮市行政財産使用料条例第 6 条第 1 号をもって全額減免としているが、使用団体が同条の「国または他の公共団体その他公共的団体」に該当するか否か、「公用または公共用に供するため使用」に該当するか否かについての検証が行われていない。当規程は、1. 行政財産の使用許可についての「(結果) 使用料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

また、西宮市には、同一目的の事業を行う団体があることから、公平性及び競争原理を阻害しない範囲内で、補助金等も含めて減免額を決定することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

個々の事情により減免を行っているものについては、必要性、公平性を検証してまいります。 また減免については、「行政財産使用料条例」に基づき、主として国または他の公共団体その 他公共的団体において、公用または公共用に供するため使用する場合に減免を行っていますが、 事業の性質や経緯等を踏まえて判断をしております。また、引き続き減免する場合は検証内容 を決裁文書に記載するよう努めてまいります。

【4】教育研修課

1. 西宮市立教育会館

36 (結果) 報告書66頁

教育会館の減免率に関する各条例・規則・要綱等を見直す必要がある。

教育会館は、建物の内、和室及び会議室を貸与する目的使用許可、及び各団体の事務局へ と部屋を貸与する目的外使用許可で構成されている。

教育会館の使用料を減免する場合、会議室等の目的使用の場合は、西宮市立教育会館条例第6条第2項、西宮市立教育会館条例施行規則第5条及び西宮市立教育会館の使用取扱要綱第4条を適用し、団体事務局の目的外使用の場合は西宮市行政財産使用料条例第6条及び西宮市立教育会館目的外使用の使用料の減免に関する要綱を適用している。

上記規程等を適用した場合、目的使用の場合は、使用目的及び使用団体に応じて可能な減免率が50%、または100%と規定されているにも関わらず、目的外使用の場合は、減免率が所管課の判断で50%を超えることが可能であり、本来の行政財産の保有趣旨を考えると望ましくない。

また、教育会館の使用に際して、適用する減免率の規程体系が複雑であるため、使用者の 利便のためには、これら規程等を整理する必要がある。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

教育会館については、平成29年度末をもって閉館を予定しており、規定等についての指摘の 趣旨は十分理解していますが、閉館まで現状を維持する予定です。

37(意見) 報告書67頁

教育会館の管理及び利用状況について改善することが望ましい。

会議室及び和室の使用申請状況を管理している平成 26 年度教育会館使用受付台帳において、談話室を独占使用している日がある旨の記述があった。

担当者に確認したところ、使用許可対象である会議室及び和室の全てがすでに使用許可済 みの場合、講師控室や急な来客・打合せ等の場所として、例外的に使用許可をしているが、 教育会館内に事務局を有している西宮市教職員組合が、会議室等使用可能な部屋があるにも 関わらず来客や打合せに使用している場合も多いとのことであった。 西宮市教職員組合に使用状況の改善を促すと共に、教育会館は市の公共財産であるから、 談話室であっても独占使用許可をする場合には使用許可手続きを行う等管理手続きを見直 す必要があると考える。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

教育会館の使用許可対象である会議室、和室以外の談話室等については、平成27年度より、 教育会館を利用している団体に対して、会議室・小会議室・和室の3室以外は使用できないと 説明しています。

38 (意見) 報告書67頁

教育会館のあり方について早急に検討することが望ましい。

平成25年度包括外部監査報告書において、下記の記述がある。

「市民向けの会議室等の一般利用ができる施設として、徒歩 5~10 分程度の範囲内に 3 箇所(今津公民館、春風公民館、大箇市民館)もあり、会議室利用としての当該施設の必要性は低いと考えられる。

隣接する 20 台程度の駐車場スペースを含めれば、教育会館の敷地はかなりの規模を有しており、ほかの有効利用や資産処分の多様な選択肢があると考えられる。当該施設の必要性及び今後のあり方の方向性などの抜本的な方針について、廃止も含めて早急に検討すべきである。」

当意見に対して、平成 25 年度包括外部監査の措置状況報告書に下記の記述がなされている。

「当該施設の今後の方向性については、今回の包括外部監査の指摘をふまえ、懸案課題として検討しております。すでに、視聴覚ライブラリー機能は、総合教育センターに移転済であり、現在、教育会館には、貸館機能のみが残っている状況である。今後、市長事務部局及び関係団体と協議を行い、総合教育センターと教育会館施設のあり方を、総合的に検討してまいります。」

現在の動向としては、平成27年度下半期以降から関係各課及び関係団体と協議に入る予定とのことであるが、詳細については未定とのことであった。

直近2年間の教育会館の稼働状況、西教組の使用割合及び教育会館に係る会議室・和室の 使用料収入は下記のとおりである。

	平成 25 年度		平成 26 年度	
	稼働率	内、西教組によ	稼働率	内、西教組によ
		る稼働率		る稼働率
会議室	13. 90%		23.40%	
小会議室	27.60%	11.63%	29. 20%	14. 42%
和室	17. 30%		22.00%	
上記使用料収入	46, 725 円		82, 150 円	

上記のとおり稼働率は低く、その内でも西教組による使用割合が約半数を占めることから、市民向けの会議室利用としての当該施設の必要性は低いと考える。早急に当会館施設のあり方について検討する必要があると考える。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

ましい。

教育会館の機能は、総合教育センターに整理・集約し、教育会館については、平成29年度 末をもって閉館し、その後解体を予定しております。

39(意見) 報告書68頁

西宮市教職員組合に対する教育会館の目的外使用料の減免割合について再考することが望

西宮市教職員組合へは、教育会館設立当初の経緯を考慮し、使用料の87%程度の減免としている。

教育会館設立当初の経緯を使用料の減免理由とするのは、平成22年4月1日から施行されている「西宮市立教育会館目的外使用の使用料の減免に関する要綱」に則っている。

教育会館設立の経緯は以下のとおりである。

昭和25年 西教組が、六湛寺町85に土地799㎡を240,000円で購入

昭和 26 年 西教組支部委員会、PTA 連合会合同で「教育会館」建設を決議

昭和27年 建設資金拠出を決定。市に対し。建設助成金支出を要請

昭和28年 「募金を市に寄付し、市で建設してもらう」方針を打ち出す

昭和29年 市へ建設資金3,917,838円及び土地を寄付

(29年1,600,000円、31年1,200,000円、32年1,117,838円)

昭和30年 建設が遅れ、市へ寄附金返還要求が出るか、市議会議長案により建設へ

昭和31年 市は津門呉羽町に土地2,279 m³取得

昭和32年 「教育研究所及び教育文化会館」新築工事着工

(工費 14,980,000 円)

昭和33年竣工

上記設立の経緯に基づき、下記のとおり西教組への使用料減免割合を算定している。

建設地及び建設費用に占める寄付の割合

土地: 799 m²÷2, 279 m²×100=約 35%

費用: 3,917,838 円÷14,980,000×100=約26%

全体に対して西教組が使用している土地・建物の割合

土地:84.24 m²÷2,279 m²×100=約3.7%

建物: 45.36 m²÷933.48 m²×100=約4.8%

寄付の割合に対する、西教組が使用している土地・建物の割合

土地: 3.7÷35×100=約10%

建物: 4.8÷26×100=約18%

しかし、当施設が取得されたのは昭和 33 年であり、西教組が独自で事務局施設を取得していた場合、取得以降固定資産税が賦課されているはずである。また、過去平成 21 年までは無償で使用していることも、使用料の減免割合の算定の際に加味する必要があると考える。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

西宮市教職員組合に対する教育会館の目的外使用料減免割合については、平成29年度末の 閉館にあわせて教育会館条例を廃止する予定であることから、閉館まで現状を維持する予定で す。

【5】自転車対策課(駐車場部分については市街地整備課)

1. JR 西宮駅南公共駐車場用地

40 (意見) 報告書70頁

都市整備公社への使用料及び固定資産税等を減免なく賦課することが望ましい。

JR 西宮駅南公共駐車場は、土地は市が、建物は都市整備公社が所有しており、都市整備公社は建物に係る固定資産税等は 50.72%の減免を受けている。

都市整備公社が運営している駐車場に係る土地については、市が無償で都市整備公社に使用を許可しており、収益は都市整備公社に帰属する。駐輪場に係る建物については、市が都市整備公社から有償(年額7,388,556円(税込))で借り上げ、収益は市に帰属している。

そのため、駐車場については、都市整備公社が駐車場運営に係る費用である土地の使用料 及び建物の固定資産税等の減免を受けている。

しかし、本来駐車場運営に係る費用である使用料及び固定資産税等については収益が帰属する都市整備公社が負担すべきである。また、都市整備公社において駐車場業で利益が発生した場合、駐車場業は税務上課税対象となる収益事業であることから、法人税等が課税されることとなるため、減免した使用料及び固定資産税等を間接的な原資として税金として外部に流出してしまうこととなる。

そのため、都市整備公社に対する使用料及び固定資産税等を減免なく賦課することが望ましい。

なお、「JR 西宮駅南公共駐車場の建設及び管理に関する協定書」第5条に当該建設用地を 無償で貸与する旨が、「JR 西宮駅南公共駐車場の建設及び管理に関する確認書」第3条に当 公共駐車場の固定資産税等を免除する旨が規定されており、使用料及び固定資産税等を賦課 するためには、下記「(意見)「JR 西宮駅南公共駐車場の建設及び管理に関する協定書」等 について見直しを行うことが望ましい。」のとおり、当協定書及び確認書の見直しが必要と なる。

(政策局、総務局、都市局、土木局)

(講じた措置)

【政策局】

西宮市都市整備公社(以下、公社)については、その事業の見直しをする旨、平成27年3月に市議会に報告しました。公社の実施している指定管理者業務以外の業務については、内容その他を見直し、28年度末までに結論を得る、としており、駐車場事業については、28年度から市役所東館や支所の公共駐車場の運営を公社から民間の事業会社に変更しています。引き続き、他の駐車場の運営方針について検討しております。

41(意見) 報告書71頁

「JR 西宮駅南公共駐車場の建設及び管理に関する協定書」等について見直しを行うことが望ましい。

建物を都市整備公社が保有している経緯としては、JR 西宮駅南の再開発事業に合せて公共 駐車場設置の推進から、駐車場に関するノウハウを持っており、資金について道路開発資金 等の低利公的融資資金が活用できることによって事業の採算性等が西宮市より有利と判断 され、市の要請により都市整備公社が建設したことによる。

そのため、「JR 西宮駅南公共駐車場の建設及び管理に関する協定書」第5条において当該建設用地を無償で貸与の旨、第6条において建物の一部である駐輪場については都市整備公社より有償で借り上げる旨、「JR 西宮駅南公共駐車場の建設及び管理に関する確認書」第3条において当公共駐車場の固定資産税等を免除する旨、第4条において当公共駐車場の料金収入及び市からの建物賃貸料を当公共駐車場に係る管理経費及び建設等に要する借入金の償還金に充てるものとし、不足額については協議の上市が補填する旨、第5条において公共駐車場の大規模修繕が必要となった際にその経費を都市整備公社が負担するにあたり収支決算に大幅な不足額が生じる場合には不足相当額を補助する旨を記載し、建設借入金の返済を支援している。

上記協定等は、駐車場部分の土地の使用料の無償許可、建物に係る固定資産税等の減免、 駐輪場に係る建物賃借料の支払いを担保する他、現在まで都市整備公社が不足額の補填を受 けた実績はないものの、条件を満たせば市からの補助を受けることが可能となっている。

現在、建設借入金については平成 22 年 9 月に一括繰上償還済である。そのため、建設借入金の返済を支援する必要はないことから、本来負担すべき土地の使用料及び建物に係る固定資産税等の減免について上記「(意見) 都市整備公社への使用料及び固定資産税等を減免なく賦課することが望ましい。」のとおり再考するとともに、不足額の補填についても、「JR 西宮駅南公共駐車場の建設及び管理に関する協定書」及び「JR 西宮駅南公共駐車場の建設及び管理に関する確認書」の内容を見直すことが望ましい。

(政策局、都市局、土木局)

(講じた措置)

【政策局】

西宮市都市整備公社(以下、公社)については、その事業の見直しをする旨、平成27年3月に市議会に報告しました。公社の実施している指定管理者業務以外の業務については、内容その他を見直し、28年度末までに結論を得る、としており、駐車場事業については、28年度から市役所東館や支所の公共駐車場の運営を公社から民間の事業会社に変更しています。引き続き、他の駐車場の運営方針について検討しております。

42(意見) 報告書72頁

将来大規模改修工事または建替工事が発生した場合には、民間委託への変更も検討することが望ましい。

政策局が平成27年3月9日に通知している「一般財団法人西宮市都市整備公社について」において、一部駐車場事業についても平成28年度からの管理を都市整備公社から民間委託に変更する旨が記載されている。当公共駐車場は、都市整備公社が建物を保有していることを理由に、変更対象となる駐車場事業の対象外となっている。

今後大規模改修工事または建替工事した際に、市が不足額の補填を行うこととなった場合には、公社の建物所有権の買取等と併せて民間委託への変更を検討することが望まれる。

(政策局、都市局、土木局)

(講じた措置)

【政策局】

将来、大規模改修工事等が発生する場合に本意見について検討してまいります。

43 (結果) 報告書72頁

減免理由について具体的に検証した文書を残すべきである。

上記財産の減免理由として、各々行政財産使用料免除申請書に記載の上、西宮市行政財産 使用料条例第6条第1号としているが、使用団体が同条の「国または他の公共団体その他公 共的団体」に該当するか否かについての検証が行われていない。

当規程は、1. 行政財産の使用許可についての「(結果) 使用料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

また、回議書上、「JR 西宮駅南公共駐車場の建設及び管理に関する協定書」第5条に当該 建設用地を無償で貸与する旨が規定されていることを理由に使用許可の更新を行っている が、「(意見)「JR 西宮駅南公共駐車場の建設及び管理に関する協定書」等について見直しを 行うことが望ましい。」に記載のとおり当協定書の見直しも含めて減免の可否を具体的に検 証するべきである。

(政策局、都市局、土木局)

(講じた措置)

【政策局】

西宮市都市整備公社(以下、公社)については、その事業の見直しをする旨、平成27年3月に市議会に報告しました。公社の実施している指定管理者業務以外の業務については、内容その他を見直し、28年度末までに結論を得る、としており、駐車場事業については、28年度から市役所東館や支所の公共駐車場の運営を公社から民間の事業会社に変更しています。引き続き、他の駐車場の運営方針について検討しております。

【6】住宅建替推進課

1. 災害による市営住宅等の行政財産の目的外使用許可

4 4 (意見) 報告書 7 5 頁

災害による市営住宅等の一時使用制度の周知を図ることが望ましい。

当制度は市の HP などでは公表されておらず、現状、情報入手の機会が非常に限定されている状態である。

しかし、住居を失くした被災者の生活支援のための制度であることを鑑みると、住民に広 く情報を公表し、利用者の利用機会の公平性を確保する必要がある。

よって、市の HP に掲載するなどして、当制度に関する情報を積極的に公表することが望ましい。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当制度については、市HPにおいて既に住宅管理課の要綱集から「災害による市営住宅等ー 時使用実施要綱」がダウンロードできるよう公表しておりますが、今後も被災者を支援するた めの効果的な情報提供の方法を検討し、改善を図ってまいります。

【7】病院総務課

1. 中央病院地下食堂

45 (結果) 報告書76頁

使用料減免の根拠を明確にすべきである。

建物の使用料について、西宮市立中央病院公有財産規程の第 21 条「次の各号のいずれか に該当するときは、使用料を減免することができる。(1)国又は他の公共団体その他公共的 団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。(2)その他公益上管理者が特別 の事由により必要と認めるとき。」の規定を適用し、100%減免としているが、減免理由が経 営困難のためという曖昧なものとなっている。また、この物件に関しては、水道光熱費の経 費部分についても、西宮市立中央病院公有財産規程の第 17 条「使用許可を受けた者は、当 該公有財産の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の経費を負担しなければならない。ただ し、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。」の規定を適用し、80%減免を行っ ているが、減免理由は建物部分と同様に経営困難のためである。現在、減免割合についての 明確な基準は設けられておらず、個々の状況に応じて、その都度、所管課の判断に任されて いる状況である。使用者がどのような財政状況であれば減免を行うのか、減免を継続するの か、減免を打ち切るのか、明確な数値基準を設けるべきである。恣意的な決定がなされる懼 れがあり、公平性の観点で問題があるためである。1. 行政財産の使用許可についての「(結 果)使用料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきで **ある。**」でも記載したように、減免を行う場合の減免割合の考え方についての基準を策定す べきである。

(中央病院事務局)

(講じた措置)

【中央病院事務局】

中央病院に係る建物の使用料、光熱費の経費については、減免割合の適用について明確な基準を設けることを検討してまいります。

【8】保健予防課

1. 西宮市医師会看護専門学校及び西宮医療会館

46 (意見) 報告書79頁

補助金と同様の効果を持つ100%減免についても情報公開を行うことが望ましい。

西宮市医師会看護専門学校については、西宮市医師会に対して賃料の 100%減免が行われているが、その他にも学校運営のための経費補助が行われている (25 百万円)。市として看護専門学校に対してどれだけの補助が行われているかについて、市民への説明責任の観点から、賃料の減額状況についても公表していくことが望まれる。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

西宮市医師会看護専門学校に対する土地使用料の減免状況の公表については、今後、全庁的な対応を踏まえ、手法等を研究してまいります。

47 (結果) 報告書79頁

医療信用組合が使用している部分についての使用料の 100%減免について再考すべきである。

西宮医療連盟については、西宮市医師会に対して賃料の 100%減免が行われており、西宮 医療連盟が事務所として使用しているが、西宮医療連盟は、2 階の一部 (66.39 ㎡) を兵庫 県医療信用組合西宮支店に有償 (賃貸料@270,000 円/月、共益費@50,000 円/月) で貸付を行っている。西宮医療連盟が有償で貸付を行っている事務所部分について、100%の減免を行う必要があるのか検討が必要である。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

西宮医療連盟が兵庫県医療信用組合へ有償で貸付けている部分の土地使用料の取扱いについては、平成28年8月現在西宮医療連盟と協議中であり、今後、適切に対応してまいります。

【9】文化振興課

1. よつば庵

48 (結果) 報告書81頁

減免要件の判断基準を明確化すべきである。

減免理由が、経営困難というあいまいものとなっているため、どの様な状況の時に減免を継続するのか、また減免を打ち切るのか明確になっていないことから、2. 行政財産の使用許可に関する事務手続でも記載したように、判断の目安となる基準を定めておく必要がある。 (市民文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

よつば庵における行政財産目的外使用料の減免措置については、前事業者が主に市民会館の利用者だけでは経営が厳しく撤退を余儀なくされた背景に鑑み実施しているものですが、その後市民会館とその周辺環境に大きな変化はないこと、また現事業者は経費の節減策として人件費の圧縮に努めているものの、損益計算書等の書類を確認する限り、大幅な売上の増は見込めないものと考えられることから、使用料を据え置きしているものです。

今後も、市民会館の利用状況やその周辺環境に大きな変化は見込めないことから、減免の見直し、打ち切りは困難であると考えておりますが、引き続き損益計算書等による売上や営業利益等の推移を確認するなかで、減免要件の基準の設定についての検討を進めてまいります。

5. 普通財産の貸付について

49 (結果) 報告書85頁

全庁的な普通財産の貸付に係る主管理部局の情報集約を図るべきである。

西宮市においては、普通財産の管理部局が総務局のほか各所管部局となっていることもあり、普通財産の貸付の管理も同じく各所管部局が行っている。普通財産の貸付という個別業務については、その管理体制で特段問題となるものではないが、市全体として見た場合、部局全体を横断的に見て、市として統一的基準に基づき適切に貸付がされているかどうかについてのチェックのほか、保有している普通財産の有効活用として貸付を進めるべきところはないかのチェック、またそれらの貸付条件について市として統一的に対応が図られているかは、管財課が全部局との合議という形により検討している。ただ、現状の貸付の状況については、市の中で全体的に把握する状態にはないため、現在の日常的な管理だけでは把握しにくい状況となっている。その主因は主管理部局が定まっていないことによるためと考える。

普通財産の貸付は各部局での実施される背景は違っても、市全体としては統一的に運営・管理されるべき性質のものである。市全体で統一的管理を行う目的は、統一的に情報を管理することができることで、市全体でどのように行政財産の有効活用を果たしていくべきかの検討及び実行をより効率的に図ることができるようになることにある。この目的を果たすことが市財産の有効活用にも資することになることから、主管理部局を定める等の対策により市全体の情報集約を図り、市全体として今後の条件設定を検討するに当たりフィードバックできる状態を構築することにより、将来の市財産の有効活用に資していくべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

全庁の情報について、集約を図りました。

50 (結果) 報告書86頁

普通財産貸付台帳の整備に努めるべきである。

西宮市においては、公有財産規則第49条において、普通財産についても『普通財産貸付 台帳(第15号様式)』を備えておくべきことが規定されている。

しかし、すべての普通財産の貸付について『普通財産貸付台帳』が整備されていない状況である。台帳未整備の理由は個々によって違いはあるが、台帳による貸付管理を統一的に実

施するためにも、普通財産貸付台帳の作成による管理は必須である。また、各所管課が台帳 を適切に整備しているかどうかを公有財産管理の総括事務を担当する課が適切にチェック する必要がある。

一方で、貸付の形態により第 15 号様式が実情に応じていないとの理由から、第 15 号様式によらない独自の様式で台帳管理を行っている所管課もあるため、台帳の様式を改訂することまたは様式については限定せず、台帳に記載すべき事項を規則で定めることで管理の統一を図るなど検討すべきである。

(総務局、産業環境局、土木局)

(講じた措置)

【総務局】

情報集約を行う際、台帳整備漏れがないか所管課に確認を行い、適正な台帳整備に努めてまいります。

51 (結果) 報告書87頁

貸付料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。 市は、公有財産規則、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例において減免規定を 定めており、その結果、多くの市関係団体等に対する貸付について減免措置が講じられてい る。

減免を行う目的は、政策的見地から貸付先に市財産の使用を認めつつ、対象者の財政状態、負担力等を考慮した結果、負担を減免し、貸付先の目的が行政目的に合致することにあり、そのために「無償又は時価よりも低い価額で貸付けることができる」と定めているものと考えられる。すなわち、貸付料減免につき、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条各号に該当する場合には「減免を行う」のではなく、減免対象者の財政状態、貸付料負担力等を考慮した上で、貸付料の減免について必要性、合理性を検討し、その判断の下で「無償貸付又は時価よりも低い価額で貸付けることができる」と定めていると解すべきである。貸付料減免を受けつつ、多額の収支差益や繰越収支差額を計上しているケースも見られるが、減免が必要額、適正額を超えて行われる場合には、市の財産が減免を通じて外部に流出、蓄積されていることになり、市の収支、財産の状況を歪めることにもなる。貸付先が減免に依存する運営から脱却し、また、減免が既得権益になることを避けるためには更新に際し、減免の必要性、合理性を慎重に検討することが必要である。さらに、減免による経済的支援の公平感を維持するためにも、市民の誰に対しても合理的に説明が可能なように、適用を厳

格に行い、回議書等に減免についての検討結果(減免適用時と更新時、それぞれに社会情勢、団体等の財政状況の検討)、理由を記載することで、行政の側の恣意性が排除されたことの証明を行うことが求められる。特に市関係団体に対して減免する場合には、緊密な関係の中での取引となり、不透明感を伴う場合があることから、特に慎重に判断しなければならない。(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

減免を行う場合、事業等の性格及び事業運営の採算性を考慮して減免を行っているところですが、減免することの妥当性の検証や見直しを決裁文書上明記していくことが必要であると考えており、庁内に周知徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

52 (意見) 報告書88頁

貸付料の減免ではなく、補助金の支給に改めることが望ましい。

貸付料の減免は、実質的に補助金の支給による財政的支援を行っていることにもなるが、減免の方法によると貸付料の減免額に埋没し、支援の金額が表面化しないこととなる。本来は、貸付先への財政的支援の一環として補助金と併せて総額を把握し、全体的な検討がされるべきものである。透明性を確保するためには、減免の方法によらず原則通りの貸付料を収受するとともに、適正額の補助金を支給する支援方法を採る方が明瞭であり、市民への説明責任を果たすためには、補助金支給の方式についても検討することが望まれる。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

貸付料の減免は、地方自治法及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき実施 しているものです。制度として認められており、補助金方式に比べ、効率的な手法です。一方、 減免相当額を明示することについては、市民への情報提供として必要なことであり、今後、公 表の手法等を検討してまいります。

6. 普通財産の貸付に関する事務手続

53(結果) 報告書93頁

不動産評価審議会規則に定められた賃貸借についての審議が行われていなかったことに鑑み、同規則の改正を検討するべきである。

不動産評価審議会規則は、「法令等により賃料または算定基礎価格が定められているもの」 (審議の除外事項) を除いて、賃貸借の賃料額は審議対象としなければならないと規定している。しかしながら、この除外事項に該当するものは限られており、審議対象となる賃貸借があまりにも広範であることから、規定どおりに運用することは困難であり、実際には賃貸借についての審議は行われていなかった。このような状態を解消し、本来審議が行われるべき重要な賃貸借物件については確実に審議を行うことが可能となるよう、不動産評価審議会規則の賃貸借の除外事項の規定を実情に合わせて見直すべきである。

また、同規則では、審議会は市役所内部の人間で構成されると定められている。しかしながら、市民の財産である公有財産の取得、処分、賃貸借の価格の適正性を担保するためには、高度な専門的知識と経験が必要とされる。平成 26 年度包括外部監査で指摘したように、審議会委員に不動産鑑定士を含めることを再度指摘する。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

審議対象となる賃貸借が広範であったことから、不動産評価審議会規則の賃貸借にかかる除 外事項の規定を実情に合わせて見直しました。

54(結果) 報告書93頁

不動産評価審議会の審議手続きが実施されていない事例が存在する。

フレンテ西宮の2階、3階フロアを平成21年にコープこうべより取得した際、不動産評価審議会が開催されておらず、持ち回りにより回議用紙に各委員の承認印が押印されているだけであった。不動産評価審議会の設置目的からして持ち回りによる開催は好ましくなく、不動産評価審議会規則5条の文言に照らせば持ち回りの開催は認められていないと解される。

(総務局、産業環境局)

(講じた措置)

【総務局】

審議対象案件については、既に持ち回りによる開催を改めております。

55 (意見) 報告書94頁

普通財産の貸付の減免申請書の様式を、規定すべきである。

上記申請書の様式が「財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例」にも、公有財産 規則にも規定されていない。行政財産の使用許可減免申請書と同様に、公有財産規則等で、 様式を規定すべきである。

また、以下の意見については、普通財産の貸付についても行政財産の使用許可、貸付と同様のことが言える。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

普通財産貸付減免申請書の様式を作成しました。

56 (意見) 報告書95頁

減免の基準を全庁的に規定すべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

減免については、「行政財産使用料条例」に基づき、主として国または他の公共団体その他公共的団体において、公用または公共用に供するため使用する場合に減免を行っていますが、各所管が事業の性質や経緯等を踏まえて判断をしており、統一的な基準を設けるのは困難と考えております。

57(意見) 報告書95頁

減免額も含めた財政的支援の総額を開示すべきである。

(政策局、総務局)

(講じた措置)

【政策局】

減免相当額を把握し、明示することは、市の実質的な負担額を市民に公表する意味で必要なことと考えています。しかし、施設の種別によっては相当な件数に上ることから、今後、その調査や公表の手法等を調査・研究してまいります。

58(意見) 報告書96頁

貸付料算定基礎となる貸付料率の見直しの要否ついて検討することが望まれる。

貸付料率についての根拠となる法律等はなく、各地方自治体に任せられている。西宮市の場合、現在この使用料率の妥当性を明確に説明できる根拠はない。公有財産規則制定以後、社会情勢の変化に対応して、調整措置要綱で対応しているものの、貸付料率そのものの変更の必要性があるのか検討し、必要であれば見直すべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

貸付料算定にあたっては、固定資産税に係る調整措置及び消費者物価指数の家賃品目の指数 を考慮して「普通財産の土地貸付料にかかる調整措置要綱」を策定し、社会情勢の変化に対応 してまいりました。このことから料率の早急な見直しは不要と考えています。

59 (結果) 報告書97頁

貸付更新申請書を、貸付更新時に提出させるべきである。

貸付更新の際、貸付更新申請書が公有財産規則上要求されているが、「使用貸借契約書」「賃貸借契約書」上、双方に異議がなければ自動更新の条項がある場合、更新申請書の提出が無い場合がある。普通財産の貸付更新申請書の様式は、「見取図、実測図」を添付書類として記載して要求している。しかしながら、更新時は、貸付の継続の可否とともに、減免の必要性の有無につき検討しなおす重要な機会でもある。更新申請書を期間満了の日の6月前までに確実に入手するとともに、財政状況報告書、納税申告書等も入手し、減免の可否、減免の割合も再度検討しなおす必要がある。

3. 普通財産の貸付に関する個別検討結果において、各個別物件ごとに所管課にヒアリングを行った。ヒアリングの過程で、公有財産規則では貸付更新申請書を入手することになってはいるものの、貸付期間を1年間と短く設定しているものなどについて、毎年度入手するこ

とが煩雑で実務上対応しきれず、結果として入手出来ていないものが多々あることが分かった。面積が僅少なもの、質的に重要でないものについては一律に貸付期間を1年間に設定するのではなく、実務上支障のない範囲で貸付期間を長く設定することも検討すべきである。現状では、更新申請書を入手しておらず、更新すべきものかどうかの判断が行われていない。更新申請書の有無が問題なのではなく、定期的な更新の際には更新申請書を入手し、更新すべきものかどうか物件ごとに慎重に検討することが重要である。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

貸付期間については公有財産規則第29条に定める期間が上限となっていますが、長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう1年から5年程度の比較的短い貸付期間を設定する一方、契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてきました。ご指摘の通り、公有財産規則に普通財産貸付等更新申請書提出にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。また、減免を行っている案件で見直しの検討が必要であるものは、別途見直しを図っていく方向で検討を行ってまいります。

7. 普通財産の貸付に関する個別検討結果

【1】管財課

1. 関西盲人ホーム

60 (結果) 報告書100頁

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第30条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日6ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第30条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第30条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう短い貸付期間を設定する一方、契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてきました。これまで公有財産規則に普通財産貸付等更新申請書提出にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

2. 上田東町駐車場、愛宕山駐車場、中前田駐車場

61(結果) 報告書103頁

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第 30 条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日 6 ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第 30 条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第 30 条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

平成28年3月末日をもって返地されておりますが、以後同様の案件で入手漏れのないよう努めてまいります。

3. 中央病院駐車場

62 (意見)

報告書105頁

土地の無償貸付けではなく、補助金交付により対応することが望ましい。

当該土地の貸付に関しては中央病院へ無償貸付を行っている一方で、利用者からは駐車料金を収受しており、無償貸付が実質的な中央病院への経済的支援となっている。中央病院への経済的な負担額を明らかにするため、原則として無償貸付ではなく有償で貸付け、財政的な支援の総額を明らかにするため、減免相当額を補助金に含めて支給することが望まれる。なぜなら、貸付料の減免は補助金一覧表のように広く市民には公開されていないため、どれだけの財政的な支援を行っているのか、どれだけのコストがかかっているのかが十分検討されず、また市民からも知るすべがなく、土地の無償貸付が隠れた補助金となっている。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

市全体の事務執行を考えた場合、減免ではなく、補助金の支給に変更することは、膨大な事務処理量となることから採用することはできませんが、減免額を埋没させないという意味で、 使用料を減免する場合には決裁文書に使用料を徴収した場合の金額を記載しております。

63 (結果) 報告書105頁

公有財産規則第28条に規定される普通財産貸付等申請書を入手していない。

公有財産規則第28条によれば、「普通財産の貸付けを受けようとする者は、普通財産貸付等申請書を市長に提出しなければならない」と規定されているが、当該貸付に係る「普通財産貸付等申請書」を入手していない。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

入手漏れのないよう徹底し、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。

64 (結果) 報告書106頁

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第 30 条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日 6 ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第 30 条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第 30 条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう短い貸付期間を設定する一方、契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてきました。これまで公有財産規則に普通財産貸付等更新申請書提出にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

65(結果) 報告書106頁

減免理由について具体的に検証すべきである。

普通財産の貸付料の減免については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条 第1項の規定において、減免が可能とされているが、義務付けられるものではない。1. 普 通財産の貸付についての「(結果)貸付料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性 等を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程ではなく容認規程で あることを念頭に、具体的に検証するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

減免を行う場合、事業等の性格及び事業運営の採算性を考慮して減免を行っているところですが、減免することの妥当性の検証や見直しを決裁文書上明記していくことが必要であると考えております。また市の事業との関連性などもより考慮し、減免も経済的支援であることを改めて認識した上で、適正な事務処理に努めてまいります。

4. こばと幼稚園

66(結果) 報告書108頁

私立幼稚園用地への無償貸付については、公平性の観点から問題がある。

当該土地の貸付は、公立ではない私立幼稚園用地の無償貸付であり、平成 21 年度包括外部監査で言及があるように、私立幼稚園への財政的支援と同義と考えられる。市は、他の市内私立幼稚園に対して事業費補助は行っているものの運営費補助は行っていないため、幼稚園建設当時の経緯があるとしても、学校法人津門学園に対してのみ土地の無償貸付という経済的支援を続けることは公平性の観点から問題があるため、貸付料を徴収すべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

建設当時の経緯から無償としているところですが、他の私立幼稚園に対して市有地を無償貸付していないことから、有償化に向けて協議を重ねているところです。引き続き協議を進めてまいります。

5. 西宮スポーツセンター駐車場

67(結果) 報告書110項

収益事業として実施している施設については適切な使用料の負担を求めるべきである。

外郭団体への無償貸付は、公共的団体が公益的な目的での利用であることを根拠に認められるべきものであるが、西宮スポーツセンターの有料駐車場については、駐車場利用者から利用料収入を得ており、収益事業としての性格が強い。平成 24 年度の包括外部監査の意見にもあるように、西宮スポーツセンターは市有施設の指定管理者として選定されているのであるから、当該駐車場の貸付料を無償とするのは、競争原理確保の観点から公平性を欠く部

分がある。このため、収益事業として使用する施設等については、適切な使用料の負担を求めるべきである。

また、西宮スポーツセンターへの貸付の結果、駐車場他事業会計は収益事業として法人税が課され、(3)貸付先の収支状況の通り駐車場他事業からは合計で4,650千円の法人税が発生している。市が直接事業を実施していれば本来発生しない経済的損失であり、駐車場の運営形態について早急に見直すべきである。

(総務局、市民文化局)

(講じた措置)

【総務局】

中央運動公園付随の駐車場として使用するために貸付を行ってきているもので、市の政策判断によりこれまで無償にて貸付を行ってまいりました。貸付料の徴収については、貸付に至る経過や貸付先の収支状況を十分分析し検討を行ってまいります。

68(意見) 報告書110項

土地の無償貸付けではなく、補助金交付により対応することが望ましい。

外郭団体への土地の無償貸付は実質的には、隠れた補助金である。外郭団体への市有財産の無償貸付の状況も含めて外郭団体に対する市の経済的支援の総額を明らかにするべきである。仮に無償貸付がなければ外郭団体の運営等が厳しく、市が補助等を行わなければならないのであれば、その部分について経済的支援を行っているのであるため、別途、補助金等としてその支出の妥当性を検討すべきである。このような観点から、補助金一覧表の情報公開と同様の趣旨で、外郭団体等にかかる情報開示に市有財産の無償貸付に関する情報を含めることが望まれる。

(総務局、市民文化局)

(講じた措置)

【総務局】

市全体の事務執行を考えた場合、減免ではなく、補助金の支給に変更することは、膨大な事務処理量となることから採用することはできませんが、減免額を埋没させないという意味で、 使用料を減免する場合には決裁文書に使用料を徴収した場合の金額を記載しております。 69 (結果) 報告書110項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第 30 条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日 6 ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第 30 条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第 30 条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう短い貸付期間を設定する一方、 契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてきました。これまで公有財産規則に普通財産貸付 等更新申請書提出にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行 うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

70 (結果) 報告書111項

減免理由について具体的に検証すべきである。

普通財産の貸付料の減免については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条 第1項の規定において減免が可能とされているが、義務付けられるものではない。減免の可 否についての検証が行われた文書がない。1. 普通財産の貸付についての「(結果) 貸付料の 減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも 記載したように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきで ある。

(総務局、市民文化局)

(講じた措置)

【総務局】

減免を行う場合、事業等の性格及び事業運営の採算性を考慮して減免を行っているところで すが、減免することの妥当性の検証や見直しを決裁文書上明記していくことが必要であると考 えております。また市の事業との関連性などもより考慮し、減免も経済的支援であることを改めて認識した上で、適正な事務処理に努めてまいります。

6. 有料駐車場

71 (結果) 報告書113項

公有財産規則第28条に規定される普通財産貸付等申請書を入手していない。

公有財産規則第28条によれば、「普通財産の貸付けを受けようとする者は、普通財産貸付等申請書を市長に提出しなければならない」と規定されているが、③津田町16-3の駐車場分を除き、当該貸付に係る「普通財産貸付等申請書」を入手していない。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

平成28年3月末及び平成28年7月末をもって全て返地を受けました。以後同様の案件で 入手漏れのないよう努めてまいります。

7 2 (結果) 報告書 1 1 3 項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第 30 条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日 6 ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第30条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第30条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう短い貸付期間を設定する一方、契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてきました。これまで公有財産規則に普通財産貸付

等更新申請書提出にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

73 (結果) 報告書113項

無償とした理由について具体的に検証すべきである。

普通財産の貸付料の減免については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項の規定において、減免が可能とされているが、減免の可否についての検証が行われた文書がない。義務付けられるものではない。1. 普通財産の貸付についての「(結果)貸付料の減免にあたってはその必要性、合理性を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

平成28年3月末及び平成28年7月末をもって全て返地を受けました。 今後無償貸付を行う場合、無償とする理由を具体的に検証するよう努めてまいります。

7. 特別養護老人ホームにしのみや聖徳園、西宮恵泉、シルバーコースト甲子園

74(結果) 報告書119項

社会状況の変化を踏まえて無償貸付の見直しを検討する必要がある。

特別養護老人ホーム用地の無償貸付は、市内の施設が不足していた時代に、施設を誘致するために市が土地を確保し、施設運営を行う民間事業者が建物を建てて運営を行い、土地は無償で貸し付ける方法が多く行われてきた経緯がある。これは充実した介護保険制度の発足を目指して、早急に特別養護老人ホームを整備する必要があったことによるものであり、施設整備を行うために土地を無償で貸付けるとした過去の判断に合理性は認められると考えられる。

しかし、介護保険制度が発足した平成12年から既に15年経過した現在では、多くの事業者が事業に参入して普及が進み、新たに設置した事業者との公平性の観点から、社会状況の変化を踏まえて有償貸付への変更の要否を検討する必要がある。実際、社会福祉法人聖徳園の事業活動計算書によると、経常収支差額が各社会福祉法人では相当の収支のプラスが発生している状況であり、事業運営上、無償貸付けとする特段の事由は認められない。介護施設

を運営する事業者は適正な土地賃借料を負担のうえ、施設の運営にあたるのが本来の姿である。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

用地の有償貸付については、各施設建替等の際に要否を検討してまいります。

75 (結果) 報告書119項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第 30 条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日 6 ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第 30 条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第 30 条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう短い貸付期間を設定する一方、契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてきました。これまで公有財産規則に普通財産貸付等更新申請書提出にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

76(結果) 報告書119項

減免理由について具体的に検証すべきである。

普通財産の貸付料の減免については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条 第1項の規定において、減免が可能とされているが、義務付けられるものではない。減免の 可否についての検証が行われた文書がない。1. 普通財産の貸付についての「(結果) 貸付料 **の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。**」でも記載したように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

今後、普通財産の貸付料の減免については、検証してまいります。

8. 軽費老人ホーム 一里山荘

77(結果) 報告書122項

減免理由について具体的に検証した文書を残すべきである。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条1項を根拠として無償貸付を行っているが、これは任意規定であり、義務付けられるものではない。1. 普通財産の貸付についての「(結果) 貸付料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

軽費老人ホームの必要数を検討の結果、現在の社会状況における市の福祉施策の中で果た すべき公益的な役割と貢献の観点から、この建替タイミングの時期に引き続き土地を無償貸 付するかどうか再検討を行うことが望まれる。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

一里山荘は、現在和光会が解体の手続きを進めており、入居者も転居済となっております。 なお、解体後は市に返還予定となっております。

78(結果) 報告書122項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第 30 条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日 6 ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められている

が、当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第 30 条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第 30 条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう短い貸付期間を設定する一方、契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてきました。これまで公有財産規則に普通財産貸付等更新申請書提出にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

【2】住宅建替推進課

1. 甲陽園本庄町住宅跡地

79 (意見) 報告書124項

実態に応じた所管換えを行うことが望ましい。

当該土地は、現在、都市局住宅建替推進課の所管となっているが、実質的には市民文化局市民協働推進課が管理している。そのため、速やかに市民文化局市民協働推進課に所管換えを行うべきである。所管換えの際は、当該契約の過去からの経緯や当該土地に関する情報を適切に引継ぐ必要がある。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該土地については、都市局としての利活用計画はないため、平成27年度より、資産活用 課が中心となり、跡地の利活用計画の策定を進めております。計画が決まり次第、すみやかに 所管換えを行う予定としております。

なお、所管換えの際にはご指摘のとおり、当該契約の過去からの経緯や当該土地に関する情報を適切に引き継いでまいります。

80 (意見) 報告書124項

土地の具体的な活用方法についての早期検討が望まれる。

当該土地は、第1、第3水曜日の午後を「プレイパーク」として開放しているが、それ以外は臨時的な行事しかなく、活用度が低い。(2) 今後の方針に記述したように、造成費用などがかさみ売却が難しいので、できる限り早期に具体的な活用方法を検討し、資産の活用度を高めていくことが望ましい。

(市民文化局、都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該土地については、都市局としての利活用計画はないため、平成27年度より、資産活用 課が中心となり、跡地の利活用計画の策定を進めております。計画が決まり次第、すみやかに 所管換えを行う予定としております。 81 (結果) 報告書124項

公有財産規則第28条に規定される普通財産貸付等申請書を入手していない。

公有財産規則第28条によれば、「普通財産の貸付けを受けようとする者は、普通財産貸付等申請書を市長に提出しなければならない」と規定されているが、当該貸付に係る「普通財産貸付等申請書」を入手していない。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

本件に関しましては、当初から継続的に使用を認め貸付を行うといったものではなく、利活用計画が決まるまでの間の、一時的な貸付を目的としていました。そのため普通財産貸付等申請書ではなく、一時使用許可申請書で対応しております。

都市局といたしましては、当該土地の利用計画はないため、平成27年度より、資産活用課が中心となり、利活用計画の策定を進めております。そのため、計画を策定中の平成28年度につきましても、引き続き一時使用許可という形式で貸付してまいります。

82 (結果) 報告書124項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第 30 条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日 6 ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

一時使用許可申請書の半年ごとの再申請により使用継続しているが、公有財産規則第 30 条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第 30 条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

本件に関し都市局といたしましては、当初から継続的に使用を認め貸付を行うといったものではなく、利活用計画が決まるまでの一時的な使用の許可と考えています。公有財産規則第29条2項により一時使用の場合は更新が出来ないとなっていることから、半年毎に内容を審査した上で一時使用を許可しているものです。

なお、当該土地は都市局として利活用計画はないため、平成27年度より、資産活用課が中心となり、利活用計画の策定を進めており、計画が決まり次第、すみやかに所管換えを行う予定としております。

【3】道路計画課

1. 西宮東口集会所

83 (結果) 報告書128項

公有財産規則第28条に規定される普通財産貸付等申請書を入手していない。

公有財産規則第28条によれば、「普通財産の貸付けを受けようとする者は、普通財産貸付等申請書を市長に提出しなければならない」と規定されているが、当該貸付に係る「普通財産貸付等申請書」を入手していない。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

西宮東口集会所に係る普通財産の貸付については、自治会に対し普通財産貸付等申請書の提出を求め、平成28年7月7日付けで自治会より提出があり、改善を図りました。

84 (結果) 報告書128項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第 30 条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日 6 ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第 30 条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第 30 条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう短い貸付期間を設定する一方、契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてきました。これまで公有財産規則に普通財産貸付等更新申請書提出にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

85 (結果) 報告書128項

減免理由について具体的に検証した文書を残すべきである。

普通財産の貸付料の減免については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条 第1項の規定において、減免が可能とされているが、当財産の減免の可否についての検証が 行われた回議書等の文書がない。1. 普通財産の貸付についての「(結果) 貸付料の減免にあ たってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも記載した ように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

理由として、西宮市と自治会で締結した使用貸借契約書第 1 条において、貸付料を減免する旨記載されているため、との回答を得たが、当契約は毎年更新されるものであり、毎年当契約内容で更新すべきか否かについて検証を行う必要がある。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

西宮東口集会所に係る普通財産の貸付料減免については、西宮市と自治会で締結した使用貸借契約の更新時に、必要性、合理性、公平性等を判断の上で、当財産の減免の可否について決定してまいります。

86(意見) 報告書128項

実態に応じた所管換えを検討することが望ましい。

平成 21 年度包括外部監査報告書において、下記の意見があったが、上記財産については 所管換えが行われていない。

自治会施設用地及び建物の所管は大部分が管財課であり、これは、当該土地の貸付が、「公有財産規則」の施行前であるため、平成 14 年改正以前の「公有財産規則」では普通財産は管財課しか所管できなかったという経緯によるものである。しかしながら、自治会集会所は数も多く、貸付事務の効率化が期待できるため、市民集会施設等管理運営事業を行っている市民局市民活動支援課の所管とすることを検討すべきである。

所管換えが行われていない理由として、道路計画課からの回答は「当該地は「阪神電鉄本 線西宮市内連続立体交差化事業」により生じた高架下敷地であり、阪神電気鉄道㈱の土地で ある。阪神電鉄と土地使用貸借契約を結んだ後、集会所を建設したものであり、取得時の所 管課は道路計画課であった。」ということ、及び公有財産規則第4条の2第2項第2号の規 定より当課が所管していても問題ない、とのことであった。

しかし、事務の効率性、及び集会所について全市的な観点からの適正な配置について検証 するためには使用目的を所管している部局への所管換えが望ましいと考えられる。

第4条の2 普通財産は、総務局の所管とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる普通財産は、それぞれの区分に応じ、当該各号に定める部局の所管とする。
- (2) 取得又は使用目的が部局の行う事務又は事業と関係のある普通財産(特に市長が総務局において所管することを適当と認めるものを除く。) 当該取得又は使用目的と関係がある事務又は事業を行う部局

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

西宮東口集会所の実態に応じた所管換えを検討することについて、今後も、使用目的を所管する部署への所管換えを実施できるよう協議してまいります。

【4】地域保健課

1. 西宮健康開発センター

87 (結果) 報告書131項

西宮市公有財産規則第 30 条に規定される普通財産貸付等更新申請書を期間満了の日の 6 月前までに入手していない。

貸付契約期間は当初昭和59年度に契約して以降更新されており、現在の貸付契約期間は 平成26年4月1日から平成36年3月31日までであるが、公有財産規則第30条に規定される「普通財産貸付等更新申請書」は、期間満了の日の6月前までに提出を受ける必要があるが、申請日が平成26年3月となっている。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

次回更新時は、期間満了の日の6月前までに普通財産貸付等更新申請書の提出を受けられるよう改善してまいります。

88 (結果) 報告書131項

減免理由について具体的に検証した文書を残すべきである。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条を理由に全額減免されているが、西宮市医師会が、同4条「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において」という要件を満たしているかについての検証が行われていない。1. 普通財産の貸付についての「(結果)貸付料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

西宮健康開発センターでは、市民の健康をチェックして市民福祉に資するという開設当初の 趣旨のもと、西宮市の乳幼児健診や成人の健(検)診等を実施しており、必要性・合理性・公 平性等を判断した上で貸付料の減免が行われています。 ただし、それについて具体的に検証した文書は残っていないため、文書に残すよう改善して まいります。

89 (意見) 報告書131項

委託業務や固定資産税減免額等も含めて総合的に無償貸付の要否を検討すべきである。

西宮健康開発センターでは、西宮市医師会と西宮市地域保健課が業務を行っている。西宮市医師会が同センターで行っている業務としては、西宮市からの委託業務のみならず、通常の健(検)診業務や西宮市医師会事務局業務等の一般社団法人としての業務も含まれている。 西宮健康開発センターは、土地は西宮市、建物は西宮市医師会が所有しており、当資産の貸付料については、双方無償としている。

しかし、当建物については、建設費用の一部(5割弱)は市からの補助金で賄われており、 建物維持管理に関する費用も西宮市と按分されている。西宮市からの健(検)診等委託業務 については、市から委託費が払われ、また当建物に係る固定資産税も全額免除されている。

また、市の業務とは関係のない西宮市医師会業務に係る経費についても西宮市が実質負担をしていることとなり、現行の取扱いでは、西宮市側の実質的負担が大きくなっている可能性がある。

そのため、市は、委託業務費、市の実質的な負担となる無償貸付額、固定資産税減免額等 を加味して、当センターに係る土地及び建物に係る賃貸借契約、及び固定資産税の取扱いを 再検証することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

西宮健康開発センター内にある中央保健福祉センターについては、平成33年度以降に、平成28年8月現在の上下水道局の建物に一部移転する予定です。

移転規模や移転後の使用状況は未定であるため、見直しについてはそれらが明らかになった 時点で検討する予定です。 90 (意見) 報告書132項

維持管理経費の負担割合について再検証することが望ましい。

西宮健康開発センターでは、西宮市医師会と西宮市地域保健課が業務を行っており、「西宮健康開発センターの維持管理経費負担に関する契約書」に基づき同センターに係る維持管理経費を按分負担しており、平成26年度維持管理経費按分額、維持管理経費について按分対象となる維持管理業務及び按分割合は以下のとおりである。

平成 26 年度維持管理経費按分額

(単位:円)

	合計額	内市負担額	内医師会負担額	
光熱水費	12, 196, 210	8, 521, 807	3, 674, 403	
維持管理業務費	26, 600, 583	18, 923, 381	7, 677, 202	

按分対象となる維持管理業務

① 施設清掃管理	⑦ エレベーター及び自動ドア保守管理
② 機械警備管理	⑧ 植木管理(植木鉢の借上は設置場所による)
③ 電気保安(受変電設備)管理	⑨ 施設管理賠償責任保険及び火災保険
④ 給排水機械設備管理	⑩ 光熱水費 (臨床検査室部分を除く)
⑤ 照明及び防災設備管理	⑪ 空調及び施設付帯設備保守管理
⑥ 電話機器設備管理	⑫その他 (西宮市と西宮市医師会協議による事
	項)

按分割合

	西宮市使用分内訳					西宮市図	医師会使用:	分内訳				
区分	専用使	用室	共	用使用室	共用	部分	合計	専用使	用室	共用部	7分等	合計
地階	市書庫	28.77	倉庫・	物 46.28	空調機械	115.88	212.24	検査室	235.81	機械室他	51.9	325.19
537.43	市更衣室	21.31	入		室他			更衣室	14.48			
								コン				
								ピュータ	23.00			
								室				
	市事務室	192.32			ホール・	202.66	476.34			ホール	93. 36	
790.47			応接室	•	ラウン			作業室	47.49	会議室・	37.82	
			物入		ジ・便所			役員室	50.39	応接室・		
					他				00.00	物入		
	検診室他全	556.31	-	-	ホール・	336.32	892.63	-	-	-	-	0
892.63					便所他全							
	診察室他全	239.83	-	-	ホール・	243.77	483.60	-	-	-	-	0
483.60					便所他全							
	検査・ドッ	88.94	-	-	ホール・	60.46	149.40		88.93	ホール・	60.46	149.39
298.79	ク室の1/2				便所他			ドック室		便所		
増築部分	-	-	-	-	-	-	0	増築部分	84.80	-	-	84.80
84.80												
塔屋	-	-	-	-	機械室他	20.06	20.06	-	-	機械室他	9. 26	9. 26
29.32												
合計												
3117.04		1127.48		127.64		979.15	2234.27		629.97		252.80	882.77
割合												
100%							71.68%					28.32%

現在、検診室・診察室として使用されている2階3階部分全て、及び4階の検査・ドック室の1/2部分について、西宮市使用室として按分している。市が負担する理由としては、当施設で市民の健康チェックを行い市民福祉に資する、という当初の設立趣旨があること、また、3階については成人の健(検)診等、市民の健康増進や疾病の早期発見に必要な事業を実施しているため、とある。しかし、通常、委託費にはこのような施設に係る経費も含まれているはずである。そのため、実際の使用割合に応じて、同費用を按分することが望ましい。(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

西宮健康開発センター内にある中央保健福祉センターについては、平成33年度以降に、平成28年8月現在の上下水道局の建物に一部移転する予定です。

移転規模や移転後の使用状況は未定であるため、見直しについてはそれらが明らかになった 時点で検討する予定です。

【5】施設保全管理課

1. 市役所前公共駐車場

91 (結果) 報告書135項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第 30 条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日 6 ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、当該土地の貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第30条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第30条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう短い貸付期間を設定する一方、契約期間の自動更新特約を付加して運用してきました。これまで公有財産規則に普通財産貸付等更新申請書にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

なお、市役所前公共駐車場については、平成27年度において市公共施設附帯駐車場借受者 の公募による事業者選定を行いました。その結果、西宮市都市整備公社との使用貸借契約は平 成28年3月26日で終了し、同年3月27日から平成31年3月31日までを賃貸借期間と して民間事業者と賃貸借契約を締結しています。

92 (結果) 報告書135項

使用貸借契約書と建物使用承諾書、普通財産貸付等更新申請書、及び普通財産使用料減免申 請書の貸付期間は整合させる必要がある。

使用貸借契約書において、貸付契約期間は当初平成9年12月1日から平成10年11月30日となっており、以降毎年度更新されているが、建物使用承諾書、普通財産貸付等更申請書及び普通財産使用料減免申請書の貸付期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日となっており、契約書と整合していない。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

市役所前公共駐車場については、平成27年度において市公共施設附帯駐車場借受者の公募による事業者選定を行いました。その結果、西宮市都市整備公社との使用貸借契約は平成28年3月26日で終了し、同年3月27日から平成31年3月31日までを賃貸借期間として民間事業者と賃貸借契約を締結しています。

今後、貸付等の手続きにおいて、本契約と関連契約において不整合がないよう努めてまいります。

93 (結果) 報告書135項

減免理由について具体的に検証した文書を残すべきである。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条を理由に全額減免されているが、都市整備公社が、同4条「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において」という要件を満たしているかについての検証が行われていない。1. 普通財産の貸付についての「(結果)貸付料の減免にあたってはその必要性、合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程ではなく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

市役所前公共駐車場については、平成27年度において市公共施設附帯駐車場借受者の公募による事業者選定を行いました。その結果、西宮市都市整備公社との使用貸借契約は平成28年3月26日で終了し、同年3月27日から平成31年3月31日までを賃貸借期間として民間事業者と賃貸借契約を締結しています。

9 4 (意見) 報告書 1 3 6 項

土地及び建物の貸付料及び固定資産税等を減免なく賦課することが望ましい。

都市整備公社及び施設保全管理課との調整会議において、都市整備公社に何らかの負担が

必要と考えているが、自主事業の甲東園駅前立体駐車場、他塩瀬支所前駐車場でも赤字を計 上していることを理由に、貸付料の支払いが難しいとの結論に至っている。

また、固定資産税等については、課税の上、西宮市市税条例第 50 条第 4 号及び西宮市市税条例施行規則第 17 条第 5 項第 5 号に基づき 71%減免されている。

しかし、本来駐車場運営に係る費用である使用料及び固定資産税については収益が帰属する都市整備公社が負担すべきである。また、都市整備公社において駐車場業で利益が発生した場合、駐車場業は収益事業であることから法人税が課税されることとなるため、減免した貸付料及び固定資産税等を間接的な原資として法人税の一部として国庫に支払われてしまうこととなる。

そのため、都市整備公社に対する固定資産税等、及び貸付料を減免なく賦課することが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

市役所前公共駐車場の管理運営については西宮市都市整備公社(以下、公社)が行ってきましたが、平成28年3月27日より市の直営となり民間事業者へ施設を貸出しています。

市役所前公共駐車場は市と公社の共有であり駐車場の貸付料については民間事業者から市 へ納付させる一方、駐車場の貸出に際し公社持分については市が借りていることからその部分 の賃借料を市から公社へ納付しています。

固定資産税については、市から公社への賃借料の納付があり、減免事由が消滅したため、平成28年度から減免なく賦課しております。

【6】 高齢福祉課

1. 六甲保養荘

95 (結果) 報告書141項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を期間満了の日の6月前まで に入手していない。

公有財産規則第 30 条に規定される「普通財産貸付等更新申請書」は、期間満了の日の 6 月前までに提出を受ける必要があるが、現在契約更新前1か月以内に「普通財産貸付等申請 書」の提出を受けている。

このため、前契約期間満了の日の6月前までに「普通財産貸付等更新申請書」の提出を受 ける必要がある。

また、上記六甲保養荘敷地以外の当課貸付財産であるかぶとやま荘敷地についても同様で あるべきところ、そうなっていないので改善が必要である。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

六甲保養荘及びかぶとやま荘の敷地にかかる「普通財産貸付等更新申請書」については、平 成28年度より契約期間満了の日の6月前までに提出を受けるよう改善いたします。

96 (意見) 報告書141項

六甲保養荘の無償貸付に関して、一般宿泊施設としての観点から慎重な検討が望まれる。

西宮市は、上記の平成21年度包括外部監査の結果報告書を受けて、兵庫県と下記の協議 を行っている。

日時	協議回数	協議内容
平成 22 年	第1回目	土地の売買若しくは有償貸付の可否、及び契約期間の
10 月		短縮等の可否について協議
平成 23 年	第2回目	県より売買は困難であり、また、六甲保養荘の老人休
1月		養ホームとしての性質に代わりが無いため、引き続き
		無償貸与を希望するとの回答を得た
平成 23 年	第3回目	散策路を除く、駐車場・汚水処理施設部分について、
5月		有償貸付への変更を協議

平成 23 年	第4回目	運営主体が一般財団法人へ平成 24 年より変更される
11月		が、無償貸付の前提である、老人休養ホーム設置運営
		- 要綱」の趣旨に沿ったものかを確認

六甲保養荘の貸付目的は県の老人休養ホームであり、それが貸付料を減免している主な理 由となっている。

しかし、現在六甲保養荘は、60歳以上に特別な利用料金を提示しているものの、対象者は 兵庫県内外を問わず、また 60歳以上以外の対象にも宿泊予約サイト等で特別な利用料金を 提示しており、実態としては県の老人休養ホームという性質ではなく一般の宿泊施設であ る。

そのような利用状況で、西宮市が貸付料を減免とすることは、徒に市有財産を害すること となると考える。そのため、当施設への貸付減免の可否について慎重に検討をすることが望 ましいと考える。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

兵庫県は六甲保養荘の高齢者の利用者数が全体の利用者数の76.6%を占めており依然として老人休養ホームとしての利用実態に大差がないとして土地の貸付料の減免を求めています。六甲保養荘周辺用地の有償貸付や売却については今後も兵庫県と協議してまいります。

97(意見) 報告書142項

実態に応じた所管換えを行うことが望ましい。

平成 21 年度包括外部監査の結果報告書記載の通り、実態として一般宿泊施設となっているため、貸付目的を勘案しながら、あるべき所管部署を検討することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

兵庫県に貸し付けている敷地の一部については、かぶとやま荘を運営している西宮市社会福祉協議会に対しても貸付を行っております。市、県、社会福祉協議会の三者で契約を取り交わしている関係上、高齢福祉課が六甲保養荘について所管している状況です。

2. デイサービスセンター

98 (結果) 報告書145項

使用貸借契約書と協定書の内容の相違について

協定書において、上記財産を無償で貸付ける旨記載の上、上記契約期間を協定書の有効期間とするとともに、有効期間満了の6か月前に貸付先からの特段の意思表示がないときは、この協定を更新したものとみなす、としているが、使用貸借契約書には契約期間のみの記載のみで更新の内容の記載がなく、内容に相違がある。協定書と使用貸借契約書との契約期間は整合させる必要がある。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

使用貸借契約書と協定書における契約期間の記載内容の相違については、契約期間満了時に整合を図ります。

99 (意見) 報告書145項

西宮市高齢者及び障害者施設等用地等貸付要綱について

当要綱は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設及び同条第 12 項の障害者支援施設を対象として、平成 25 年 9 月 1 日から実施されており、上記施設については、当要綱及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条を理由として、平成 26 年度から無償で貸付に供されている。

現在、社会福祉法人においては、特別養護老人ホームを中心に、社会福祉法人が過大な内部留保を保有しているとの指摘があげられるとともに、社会福祉法人の公益性・非営利性を担保するためには、適正かつ公正な支出管理を徹底する必要があるが、例えば、役員報酬の基準や親族等特定の関係者への利益供与を制限する仕組みがないといった課題が厚生労働省でも取り上げられている状況である。このような状況下で、当要綱は貸付にあたり、無償もしくは減免を前提としており、厚生労働省の動きと逆行するものともいえる。

そのため、当要綱のような画一的な基準ではなく、各々の社会福祉法人の財政状況等を勘 案して減免の可否を決定する要綱とすることが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

今後貸付のあり方については検討してまいります。

100 (意見) 報告書146項

減免額の算定をしていない。

現在、上記財産の貸付料の減免額を算定していない。

減免の可否を検討する際に、西宮市として得られたであろう収入を把握の上、減免することが西宮市民の福祉サービスに資するか否かで判断するべきと考えられる。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

今後貸付料の減免を行う際は減免額を算定いたします。

101 (意見) 報告書146項

協定書の自動更新について

協定書において、上記財産を無償で貸付ける旨記載の上、上記契約期間を協定書の有効期間とするとともに、有効期間満了の6か月前に貸付先からの特段の意思表示がないときは、この協定を更新したものとみなす、としている。

これは、指定管理であった場合は、指定管理者が一定期間毎に公募の上決定されること、及び財産の貸付料が全額無償であることを考えると、公設から民設へとした趣旨である、「より自立した運営と利用者本位の福祉の実現を図る」という趣旨には合致しないように思われる。

また、当施設の使用に際しては、利用者の 90%以上を西宮市民とする、といった制約以外 特段制約らしい制約はない。市内に同じくデイサービスを営んでいる事業所が西宮市内に複 数あるにも関わらず、上記センターを全額減免することは、公平性や競争原理の観点から望 ましくないと考える。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

当該貸付については本来市が負担すべき建物の修繕費用等を法人負担としており、公平性の観点についても支障ないと考ております。

【7】障害福祉課

番号	A	В
施設名称	一羊園	すずかけ第2作業所
貸付先	社会福祉法人 一羊会	社会福祉法人 一羊会
貸付財産	土地	土地
所在地	山口町船坂字北山コイツカ	西宮浜 3 丁目 14-1
	1958-1, 13	
使用目的	障害福祉サービス提供施設	障害福祉サービス提供施設
当初貸付開始年度	平成 24 年度	平成8年度
貸付契約期間	平成24年4月1日から平成	平成8年9月2日から平成18年
	34年3月31日まで、以降1	9月1日まで、以降1年ごと自動
	年ごと自動更新	更新
貸付面積	各々4,289.45 m²、1,268 m²	1, 007. 66 m²
減免根拠条文	財産の交換、譲与、無償貸付	財産の交換、譲与、無償貸付等
	等に関する条例第4条第1項	に関する条例第4条第1項
減免率	無償	無償
平成 26 年度減免前使用料	15, 461, 270 円	4,740,048 円
(年額)		
減免額	同上	同上

番号	С	D
施設名称	ワークメイト西宮	新生会作業所
貸付先	社会福祉法人 聖徳園	社会福祉法人 新生会
貸付財産	土地	土地
所在地	西宮市浜町 79-1	染殿町 62 番地の 1, 2, 3
使用目的	障害福祉サービス提供施設	障害福祉サービス提供施設
当初貸付開始年度	平成 19 年度	昭和 61 年度
貸付契約期間	平成19年4月1日から平成	昭和 61 年 4 月 1 日から昭和 66
	29年3月31日まで	年3月31日まで、以降1年ごと
		自動更新
貸付面積	552. 52 m²	各々97.09 ㎡、124.69 ㎡、201.81
		m²

減免根拠条文	財産の交換、譲与、無償貸付	財産の交換、譲与、無償貸付等
	等に関する条例第4条第1項	に関する条例第4条第1項
減免率	無償	無償
平成 26 年度減免前使用料	5, 505, 747 円	4, 046, 112 円
(年額)		
減免額	同上	同上

т п	Ъ	
番号	Е	F
施設名称	ワークメイト西宮聖徳園	名神あけぼの園
貸付先	社会福祉法人 聖徳園	社会福祉法人 西宮市社会福祉
		事業団
貸付財産	土地	建物
所在地	西宮市久保町 115-1、4	西宮市津門大箇町 2-13
使用目的	障害福祉サービス提供施設	障害福祉サービス提供施設
当初貸付開始年度	平成 22 年度	平成 26 年度
貸付契約期間	平成22年4月1日から平成	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31
	32年3月31日まで、以降1	年3月31日まで
	年ごと自動更新	
貸付面積	合計 1, 342. 61 m²	延床面積 2,672.62 m²、車庫
		34.40 ㎡、自転車・単車置場 19.60
		m^2
減免根拠条文	財産の交換、譲与、無償貸付	財産の交換、譲与、無償貸付等
	等に関する条例第4条第1項	に関する条例第4条第1項
減免率	無償	無償
平成 26 年度減免前使用料	12, 730, 923 円	34, 638, 720 円
(年額)		
減免額	同上	同上

102(結果) 報告書148項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第 30 条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日 6 ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第 30 条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第 30 条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう短い貸付期間を設定する一方、 契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてきました。

これまで公有財産規則に普通財産貸付等更新申請書提出にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

103 (結果) 報告書149項

補助金減額または一部返還の必要性について検証していない。

上記貸付先Aについては、各々「社会福祉施設用地使用に関する協定書」を締結しており、「障害福祉サービス事業において、平成24年から同26年各4月1日現在における当該障害者福祉サービス事業の西宮市民の利用者数を利用者総数でそれぞれ除して得た数値(小数点以下第3位を四捨五入した数値)を3か年で平均したものが0.75以下の場合は、各貸付先に対して既に西宮市が交付した当該建設補助金を減額し、または、その一部の返還を求めることができる」としているが、当値を算定しない。

当貸付財産は西宮市民の財産であることから、当値を算定し、必要に応じて補助金の減額または一部の返還を求める措置が必要である。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

ご指摘を踏まえ、平成28年度より定期的に障害者福祉サービス事業の西宮市民の利用者数 を利用者総数でそれぞれ除して得た数値を把握してまいります。

104 (意見) 報告書149項

協定書記載の内容について検証していない。

上記貸付先A、E、Fについては、各々使用に関する協定書を締結しており、サービスの利用者として西宮市民が9割以上となるよう努めなければならないとしている。

上記A、及びEについては、9割を下回る場合には、新たな利用者を決定するに際して西宮市の事前の承諾を得るとし、Fについては、西宮市の求めに応じ西宮市民の利用状況について報告する、としているが、現在西宮市では、特に積極的に利用者割合の把握を行っていない。

当財産は、西宮市財産を無償で貸し付けているものであるから、より多くの西宮市民の福祉に資するべきであり、市として利用者割合を積極的に把握することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

ご指摘を踏まえ、平成28年度より定期的に利用者割合を把握してまいります。

105 (意見) 報告書149項

減免額の算定をしていない。

現在、Aを除き、貸付料の減免額を算定していない。

減免の可否を検討する際に、西宮市として得られたであろう収入を把握の上、減免することが西宮市民の福祉サービスに資するか否かで判断するべきと考えられる。

現在、社会福祉法人においては、社会福祉法人が過大な内部留保を保有しているとの指摘があげられている。内部留保については、社会福祉法人の規模や事業内容等により異なると考えられ、障害者福祉事業については、高齢者事業と異なり、事業を行っている社会福祉法人数が少ないことから、市として事業実施法人を確保するという観点から減免を容認する必要がある面もあると考えられるが、同種の福祉事業を営む他の社会福祉法人等との公平性や競争原理の観点からも、安易に減免を行うべきではないと考える。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

個々の事情により減免を行っているものについては、必要性、公平性を検証してまいります。 また減免については、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づき、事業の性質 や経緯等を踏まえて判断をしております。

【8】産業振興課

1. フレンテ西宮

106 (意見) 報告書152項

不動産の投資採算、投資回収の検討について。

フレンテ西宮におけるコープこうべの所有する 2 階、3 階部分の取得にあたっての西宮市議会(平成 21 年 6 月定例会、議案第 337 号)の決議では「商業床としての用途であれば、今後の無定量な税金投入を防ぐため、適正な賃料を確保できるテナントを選定するべきである。」とあり、適正な賃料とは、「建物の法定耐用年数等から勘案して、投資額を回収できる実質利回り 4%」とある。これは、フレンテ西宮の開業が平成 6 年であり、西宮市が購入した平成 21 年での残存法定耐用年数を勘案したものと考えられる。これについて、直近の決算数値に基づいた利回りは以下の計算式により 4.19%であると計算されているが、その計算に用いられた支出の金額には資産の取得に要した資金の調達コストが含まれていない。取得資金は取得のために個別に調達したものではないとしても市債による調達等を含めた市の総体としての資金から支出されているため、以後、投資採算、投資回収の検討に当たって用いる「実質利回り」の算出に当たっては市としての調達コストを考慮することが望まれる。

(参考) 平成26年度決算額

利回り計算

(収入①-支出②) ÷取得費用③ = 4.19%

①収入

賃料収入。106,558,800円。

② 支出

西宮管理費等取扱規則に基づく管理費、修繕積立金、駐車場運営協力金合計 72,968,532 円

③ 取得費用 800,000,000 円。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業文化局】

フレンテ西宮の2・3階の商業床の取得に関しては、起債を行っていないことから、適正な 賃料を勘案するにあたっての実質利回り計算において、支出の金額に資産の取得の為の資金の 調達コストを含んでおりません。今後は、投資採算、投資回収の検討にあたっては市の調達コストを考慮するよう努めてまいります。

【9】福祉のまちづくり課

1. 社会福祉法人慈仁会

107 (結果) 報告書154項

社会状況の変化を踏まえて無償貸付の見直しを検討する必要がある。

特別養護老人ホーム用地の無償貸付は、市内の施設が不足していた時代に、施設を誘致するために市が土地を確保し、施設運営を行う民間事業者が建物を建てて運営を行い、土地は無償で貸し付ける方法が多く行われてきた経緯がある。これは充実した介護保険制度の発足を目指して、早急に特別養護老人ホームを整備する必要があったことによるものであり、施設整備を行うために土地を無償で貸付けるとした過去の判断に合理性は認められると考えられる。

しかし、介護保険制度が発足した平成12年から既に15年経過した現在では、多くの事業者が事業に参入して普及が進み、新たに設置した事業者との公平性の観点から、社会状況の変化を踏まえて有償貸付への変更の要否を検討する必要がある。実際、社会福祉法人慈仁会の事業活動収支内訳書によると、経常増減差額は62百万円(平成26年度)の黒字であり、事業運営上、無償貸付けとする特段の事由は認められない。介護施設を運営する事業者は適正な土地賃借料を負担のうえ、施設の運営にあたるのが本来の姿である。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

用地の有償貸付については、施設建替等の際に要否を検討してまいります。

108(結果) 報告書155項

公有財産規則第28条に規定される普通財産貸付等申請書を入手していない。

公有財産規則第28条によれば、「普通財産の貸付けを受けようとする者は、普通財産貸付等申請書を市長に提出しなければならない」と規定されているが、当該貸付に係る「普通財産貸付等申請書」を入手していない。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

今後普通財産貸付については、普通財産貸付等申請書を入手いたします。

109 (結果) 報告書155項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第30条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日6ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、 当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第 30 条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第 30 条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

長期間貸付けることにより解除の機会を逸することのないよう短い貸付期間を設定する一方、契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてきました。これまで公有財産規則に普通財産貸付等更新申請書提出にかかる例外規定がありませんでしたので、例外規定を設ける改正手続きを行うことで規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

110(結果) 報告書155項

減免理由について具体的に検証した文書を残すべきである。

普通財産の貸付料の減免については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条 第1項の規定において、減免が可能とされているが、減免の可否についての検証が行われた 文書がない。1. 普通財産の貸付についての「(結果) 貸付料の減免にあたってはその必要性、 合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程では なく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

今後減免理由の検証結果を文書に残してまいります。

【10】 労政課

1. 一般社団法人西宮高齢者事業団

111(結果) 報告書157項

公有財産規則第30条に規定される普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

公有財産規則第30条によれば、「貸付の更新を受けようとする者は、期間満了の日6ヶ月までに普通財産貸付等更新申請書を市長に提出しなければならない」と、定められているが、 当該貸付に関して普通財産貸付等更新申請書を入手していない。

貸付契約には、自動更新が定められているものの、公有財産規則第 30 条には例外が記載されていない点、貸付更新時に市の貸付開始時の方針の変更の有無を検討し、貸付の継続可否を判断するという公有財産規則第 30 条の趣旨から、普通財産貸付等更新申請書を入手するべきである。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業文化局】

当該土地の貸付については、長期間貸付けることにより、解除の機会を逸することのないよう、短い貸付期間を設定する一方、契約期間の自動更新特約を付加して運用をしてまいりました。これまで、公有財産規則に普通財産貸付等更新申請書提出に係る例外規定がありませんでしたが、全庁的な措置として、例外規定を設ける改正の手続きが行われたことにより、規則と実務運用の齟齬の解消を図りました。

112 (結果) 報告書157項

減免理由について具体的に検証した文書を残すべきである。

普通財産の貸付料の減免については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条 第1項の規定において、減免が可能とされているが、減免の可否についての検証が行われた 文書がない。1. 普通財産の貸付についての「(結果) 貸付料の減免にあたってはその必要性、 合理性、公平性等を判断した上で決定すべきである。」でも記載したように、強制規程では なく容認規程であることを念頭に、具体的に検証するべきである。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業文化局】

普通財産に対する貸付料の減免については、減免申請があり、決裁を経て無償貸付としております。高齢者就業に係る用地として、また、更には障害者雇用に係る用地としてもその必要性、合理性が認められると判断されますが、ご指摘を踏まえ、今後は具体的な検証に向け関係課と調整し、適切な処理に努めてまいります。

113 (意見) 報告書157項

貸付料の徴収について検討が望まれる。

現状、一般社団法人西宮高齢者事業団から貸付料は徴収しておらず、また、見直しも行っていない。貸付料の減免は補助金の交付と同等の性格があるため、先方の財政状態も鑑みて、貸付料の徴収について検討すべきである。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業文化局】

団体の公共性等から貸付料の減免を行なっておりますが、今後、財政状況の把握などを行い、 貸付料の徴収について検討してまいります。

114(意見) 報告書157項

実態に応じた所管換えを行うことが望ましい。

当該土地は、現在、労政課の所管となっているが、実質的に管理できていない状態である。 一般社団法人西宮高齢者事業団のホームページによると、業務内容は、「(1) 公園、緑地、 庭園、空地、墓地及び側溝、道路敷等の除草、清掃、管理(2) 建物、施設の清掃、保守、 管理(3) 樹木の管理、造園工事(4) 介護事業」であり、労政課の事務分掌には含まれない ように考えられる。このため、速やかに適切な課に所管換えを行うべきである。所管換えの 際は、当該契約の過去からの経緯や当該土地に関する情報を適切に引継ぐ必要がある。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業文化局】

当該意見を庁内で共有し、然るべき所管について検討するよう調整を図ってまいります。